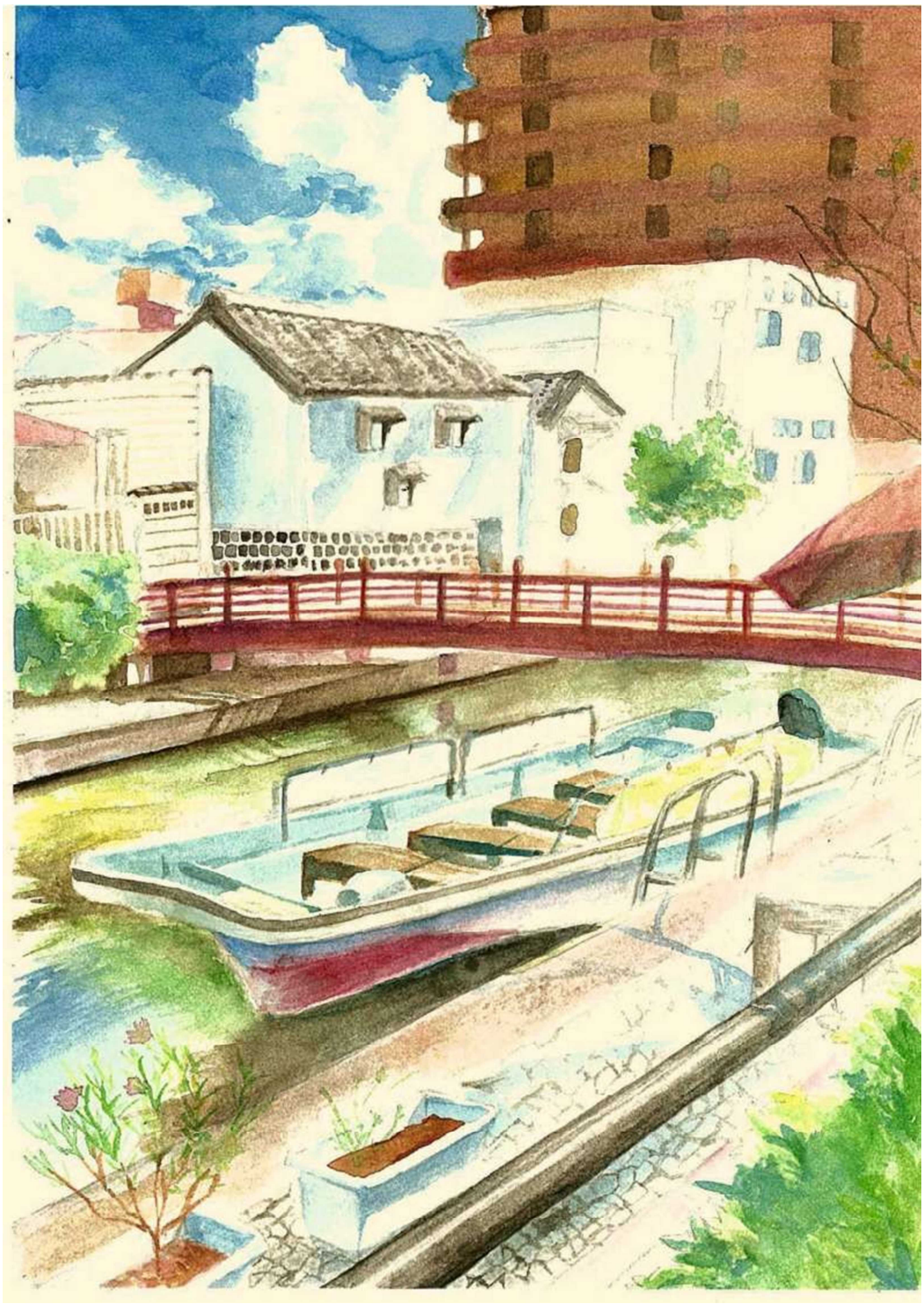
令和８年度版（令和７年度実績）

米子市の環境

（環境白書）



令和８年１１月　米子市

表紙絵デザイン：米子高校　野坂　美梨杏

目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　米子市の環境トピックス（令和７年４月～令和８年３月）・・・・・　２
３　米子市の環境行政（令和７年度）
　３－１　環境政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　３－２　公害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　３－３　一般廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
４　第２次米子市環境基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

資料編
１　米子市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
２　環境都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
３　環境関連用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
４　環境関係年表（主なできごと）・・・・・・・・・・・・・・・・・６１

1　はじめに

本市は、南東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録湿地の中海という、豊かで素晴らしい自然環境を有しています。四季折々の自然と歴史・景観資源は、全国に誇れるものであり、先人から引き継いだこの素晴らしい環境を将来の世代に承継していくことは、私たちの重大な責務です。環境問題に適切に対応し、将来にわたって良好な環境を保全し創造していくために、平成１７年３月に「環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成２４年３月に「米子市環境基本計画（計画期間：平成２３年度から令和２年度まで）」を策定しました。その後、平成２８年１２月に計画の中間見直しを行い、環境保全のための行政の具体的施策、市民及び事業者の行動指針を明らかにしてきました。

令和２年度に計画期間が終了するに当たり、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、令和３年２月に「第２次米子市環境基本計画（計画期間：令和３年度から令和１２年度まで）」を策定しました。その後、令和８年３月に計画の中間見直しを行い、環境をめぐる社会情勢の変化にあわせた施策や指標を設定しました。これに加えて市域CO_2排出量の削減を行う地球温暖化対策の方向性を示す「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を第２次米子市環境基本計画に内包しました。

「米子市の環境」は米子市環境基本条例第１０条に基づき作成する環境に関する報告書です。

〈米子市環境基本条例第１０条（年次報告）〉
○市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

２　米子市の環境トピックス（令和７年４月～令和８年３月）

〇太陽光発電ＰＰＡ事業（公共施設・荒廃農地・上下水道局・データプラットフォーム事業）

脱炭素先行地域づくり事業において、公共施設の電気使用に伴うCO_2排出量を実質ゼロにするため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、公共施設１か所（淀江浄化センター）及び弓ヶ浜半島に点在する荒廃農地１０か所に太陽光発電設備を設置するとともに、米子市上下水道局の車尾水源地及び戸上水源地においては、太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置しました。

また、公共施設等における電気使用量等の見える化を図るデータプラットフォームの構築が完了しました。

〇米子水鳥公園

平成７年１０月２２日に開園した米子水鳥公園の開園３０周年を記念して式典を開催し、記念グッズとして、オリジナル缶バッチ及びボールペンを来館者へ配布しました。併せて、中海・宍道湖がラムサール条約に登録され２０周年を迎えました。

また、令和８年３月１７日に米子水鳥公園が地域生物多様性増進法に基づく『自然共生サイト』に認定されました。

〇犬に関するすべての手続が電子申請で可能に

令和７年度の途中から、手数料が発生する手続を含め、電子申請による手続が可能となりました。

これまでも一部の手続については電子申請が可能でしたが、今回の対応により、手数料を伴う手続を含む犬に関するすべての手続が電子申請に対応し、窓口等での手続に加え、オンラインで手続を完結できる環境を整備し、飼い主の方の利便性の向上につながりました。

〇のら猫への無責任なエサやり防止啓発リーフレットを作成

令和７年度、のら猫に関する正しい知識や地域での対応について分かりやすくまとめたリーフレットを作成しました。

のら猫に関する正しい知識や適切な対応方法を市民に周知し、無責任なエサやりやのら猫の過剰繁殖を防止するとともに、地域における生活環境上のトラブルの解消につなげることを目的とするものです。

〇第５次米子市一般廃棄物処理基本計画策定

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき策定する本市のごみ処理と生活排水処理に関する基本計画として、令和８年３月に「第５次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。（計画期間：令和８年度から令和１２年度）

〇「地域住民によるごみ出し支援応援事業」の実施

　ごみ出しが困難な高齢者等のごみ出しを支援する自治会に対し、市が補助金を交付する実証事業を実施しました。

3　米子市の環境行政（令和７年度）

３－１　環境政策

１　米子市環境審議会の開催

米子市の環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境基本条例第１９条に基づき審議会を開催しました。令和７年度は、第２次米子市環境基本計画の見直しを実施しました。また、令和７年１２月２１日付けで米子市環境審議会委員の改選を行いました。

	開催日	審議事項
第１回 (諮問)	令和７年５月１９日	①「第２次米子市環境基本計画中間見直し」について（諮問） ②環境基本計画見直しスケジュールについて（報告） ③市民アンケートおよび事業者アンケート速報について（報告） ④第２次米子市環境基本計画原案審議（協議）
第２回 ※	令和７年８月２７日	①第２次米子市環境基本計画原案審議（協議）
第３回	令和７年１１月２１日	①パブリックコメント等実施報告（報告）
(答申)	令和７年１２月１７日	①「第２次米子市環境基本計画中間見直し」について（答申）
第４回	令和８年２月１２日	①委嘱状交付 ②会長・副会長選任 ③自然共生サイト申請状況報告（報告）

※第２回審議会は欠席者多数で不成立となったが、出席者による議論・方向性確認の後、全委員への書面表決を経て正式に決議されました。

２　環境施策の周知・啓発の取組

（１）啓発リーフレットによる環境学習

クリーンセンターにおける環境学習等において、学習教材として活用するため、分かり易くまとめた小学生向けのリーフレットを配布し、環境基本計画の周知啓発を行いました。

（２）中学生・高校生との連携事業

ア　米子市の環境をより多くの人に知っていただくためのＰＲの取組を次世代を担う中学生・高校生との協働により実施しました。

・　環境白書の表紙デザインを作成（高校生）
・　加茂川一斉清掃啓発チラシのデザインを作成（高校生）
・　犬の適正飼養に関する啓発ポスターのデザインを作成（中学生・高校生）

イ　応募のあったデザインを紹介する作品展を米子市役所本庁舎、ふれあいの里で実施しました。

ウ　「環境」をテーマに総合的学習に取り組んだ米子市立東山中学校の生徒が作成した成果報告動画を当課の YouTube チャンネルで紹介しました。

（３）親子ＬＥＤ学び講座

本市における環境意識普及啓発事業の一環としてパナソニック株式会社エレクトリックワークス社が主催する出前講座を活用し、米子市内の小学校４～６年生とその保護者を対象に、ＬＥＤの仕組みを学びながらＬＥＤ・太陽光パネル・蓄電池を使ってオリジナルランタンを作成する講座を開催しました。

参加者　２０組

３　脱炭素社会実現に向けた取組

（１）脱炭素先行地域づくり事業

環境省が募集する第１回脱炭素先行地域において、境港市、ローカルエナジー（株）、（株）山陰合同銀行と共同提案を行った結果、令和４年４月に脱炭素先行地域に選定されました。令和１２年度までに脱炭素先行地域に指定した公共施設等における電気使用に伴うCO_2排出量を実質ゼロとするための取組を行っています。

ア　米子市・境港市脱炭素先行地域推進協議会（会長：米子市副市長）３回開催

本事業の共同提案者４者で設立し、各事業の審議・協議を行うとともに、全体事業の進捗管理を行っています。

また、米子市・境港市脱炭素先行地域推進協議会の下部組織として、８つの分科会を設置し、各事業の実施に関して検討し、協議会に議案を諮りました。

イ　各事業の主な実施状況

㈠　再エネ供給事業

米子市内の公共施設（２施設）に対して、自己託送により、米子市クリーンセンターで発電した再エネ電力の供給を行いました。

・内浜処理場
・皆生処理場

㈡　太陽光発電ＰＰＡ事業（公共施設）

米子市内の公共施設（1 施設）に太陽光発電設備を設置しました（電力の供給は、令和８年４月１日から開始済）。

・淀江浄化センター

㈩ 太陽光発電ＰＰＡ事業（荒廃農地等）

弓ヶ浜半島に点在する荒廃農地に太陽光発電設備を設置しました（電力の供給は、令和８年５月１日から開始済）。

・ＧＥ米子市大崎六ツ割南中道西高圧太陽光発電所
・ＧＥ米子市大崎三拾間割灘高圧太陽光発電所
・ＧＥ米子市大崎境中道西灘高圧第１太陽光発電所
・ＧＥ米子市大篠津町高圧太陽光発電所
・ＧＥ米子市大崎六ツ割第２太陽光発電所
・ＧＥ米子市大崎六ツ割第３太陽光発電所
・ＧＥ米子市大崎六ツ割第４太陽光発電所
・ＧＥ米子市葭津中川灘第１太陽光発電所
・ＧＥ米子市葭津中川灘第２太陽光発電所
・ＧＥ米子市葭津正門通太陽光発電所

㈠ 太陽光発電ＰＰＡ事業（上下水道局）

米子市上下水道局（車尾水源地及び戸上水源地）に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置しました（電力の供給は、令和８年７月１日から開始済）。

㈡ データプラットフォーム事業

各公共施設の電力使用量及びCO_2排出量等を管理するためのシステムを構築しました。

（２）米子市脱炭素社会実現推進委員会

副市長を委員長、市民生活部長を副委員長、各部局長を委員とし、脱炭素先行地域づくり事業及び「ゼロカーボン米子市役所アクションプラン」の進捗管理、「第２次ゼロカーボン米子市役所アクションプラン」の策定を行いました。

・第１回　令和７年１１月１３日開催（書面審議）
・第２回　令和８年２月１２日開催（書面審議）

ア　ゼロカーボンシティよなごアクションプランに基づく取組

市域の脱炭素化の取組を推進するため、ホームページ、YouTube を用いて周知・啓発を行うとともに、各取組の進捗管理を行いました。

イ　ゼロカーボン米子市役所アクションプランに基づく取組

米子市が実施する事務事業に対し、個々の職員の意識が高まるよう、庁内ＬＡＮ掲示板による周知・啓発を行う等、業務改善、省エネルギー化及び省資源化の取組を推進するとともに、各取組の進捗管理を行いました。

４　ラムサール条約登録湿地「中海」の環境保全

平成１７年１１月の中海のラムサール条約登録以降、官民一体となった環境保全活

動を実施しました。

（１）中海アダプトプログラムへの支援

アダプトプログラムとは、市民団体や個人が公共のスペースを分担して、自分の子どものように面倒をみるという、市民と自治体が協働して進める新しいまちの美化活動です。中海アダプトプログラムには、令和８年３月現在で６１団体の登録があり、本市も参加するとともに、ごみ袋の支給、回収ごみの処分、広報活動の支援を行い、市民と行政のパートナーシップのもとで環境美化を進めました。

（２）ラムサール条約登録湿地　中海・宍道湖一斉清掃の実施

中海・宍道湖がラムサール条約に登録されたことを契機に、中海等のすばらしさや大切さを再認識してもらうために、中海・宍道湖沿岸５市で連携し一斉清掃活動を実施しました。なお、令和７年度は、全体の開始式についても本市で行いました。

ア　実施日　　６月８日（日）
イ　実施場所　　湊山公園周辺護岸
ウ　参加者人数　１，３４４人
エ　ごみ収集量　約４．７トン

（３）中海体験クルージング・中海環境フェアｉｎよなごの実施

ＮＰＯ法人中海再生プロジェクト、鳥取県、米子市の共催で、市民向け環境啓発イベントを実施しました。

ア　実施日　　８月２３日（土）
イ　実施場所　　米子港・米子食品会館
ウ　参加者人数　３８０人（フェア来場者を含む）

５　主な環境保全及び普及事業

（１）米子市環境美化活動奨励

環境美化活動の高揚を図るため、地域の環境美化に功労のあった３団体及び個人３名に対し感謝状を贈呈しました。

ア　期日　　１１月１９日（水）
イ　場所　　米子市役所本庁舎４０１会議室
ウ　対象者　㈠　団体　　・尚徳更生保護女性会
・米子瓦斯株式会社
・鳥取県立米子南高等学校　家庭クラブ
㈡　個人　　・井澤　裕子
・渡邉　浩一
・松尾　玉代

（２）環境美化促進月間

ア　期間　　９月１日～１０月３１日

イ　清掃活動

加茂川一斉清掃　　実施日　１０月２６日（日）

（３）シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜２０２５

境港市と共催で開催し、境港公共マリーナ周辺海浜の清掃作業を行いました。また、ワークショップとしてＬＥＤランタンづくりを行いました。

ア　実施日　　１０月２６日（日）

イ　参加人数　　清掃２５２人、ワークショップ２４組

ウ　ごみ収集量　６２０キログラム

（４）なかうみ環境学習事業

市内の小学校が米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターで行う中海環境学習に係る交通費を補助することで、中海についての学習機会の確保を図りました。

ア　実施校数　　２０校

イ　参加児童数　　９６６人

（５）米子水鳥公園・米子水鳥公園ネイチャーセンターの管理運営

市民と自然とのふれあいの場及び市民の環境学習の場の提供を目的として、平成７年１０月２２日から本施設を供用開始しています。一般市民を対象とした自然観察会や自然教室、夏休みを利用した子ども講座などの各種普及啓発事業を実施しました。

指定管理者　　公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

また、米子水鳥公園の根幹をなす「つばさ池」の水質改善のため、懸濁物質やＣＯＤ等を多角的に検査するとともに、つばさ池の水深や周辺環境等を調査の上、適切な水質浄化策の実施及び研究について専門機関である米子工業高等専門学校に委託しました。

（６）中海の水環境保全に資する環境教育及び普及啓発業務

ラムサール条約登録湿地の美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、地域に暮らす人たちが自然に愛着を持ち、環境保全活動について意欲を深めるとともに、自ら考え、専門的な知識をもった環境保全活動をリードする人材を育成することを目的とし、成長段階に合わせた３段階の学びの場（導入部分・応用編・実践編）において継続的に環境教育及び普及啓発を実施しました。

委託先　　公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

（７）米子水鳥公園開園３０周年記念式典

米子水鳥公園開園３０周年を記念し、式典を開催しました。感謝状の贈呈や園児による発表等を実施しました。併せて、記念グッズとして缶バッチ及びボールペン

を作成し、来館者へ配布しました。

ア　実施日　　令和７年１０月２２日（水）

イ　実施場所　　米子水鳥公園ネイチャーセンター　視聴覚室

ウ　参加人数　　５０人

（８）米子水鳥公園の自然共生サイト認定

令和８年３月１７日に米子水鳥公園が、地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」に認定されました。これに伴い、令和８年３月２６日に米子水鳥公園において、自然共生サイト認定証授与式が行われました。

ア　計画名称　　米子水鳥公園保全活動実施計画

イ　計画期間　　令和８年３月～令和１３年３月

ウ　代表申請者　　米子市

エ　連携活動実施者　　公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

（９）市役所職員のボランティア清掃活動

米子市の豊かで美しい自然環境を守るため、米子市役所職員が「みんなできれいEnjoy よなご」を合言葉に中海清掃など様々なボランティア清掃に積極的に参加しました。

参加人員　延べ３１７人

６　環境美化推進団体の育成

加茂川を美しくする運動連絡協議会

（１）構成　　２５人（４自治連合会、２２自治会、１婦人会）※兼務あり

（２）主な活動内容

ア　加茂川一斉清掃（春秋　年２回）

イ　花壇整備　　つつじ補植

ウ　代表者研修会の開催

７　地球温暖化防止対策事業

（１）米子水鳥公園で使用する電力

環境保全意識の向上に資する取組として、「トラッキング付非化石証書」を使用し、CO_2排出量ゼロの電力として米子市クリーンセンターの廃棄物発電由来の電力を米子水鳥公園へ供給しました。

（２）周知啓発事業

ホームページに地球温暖化防止対策の取組についての情報を掲載し、周知啓発を行いました。

（３）エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改

正省エネ法）関係

市有施設の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が１，５００キロリットル以上であることから、平成２２年度に省エネ法に基づく特定事業者に指定され、同年からエネルギー使用量を国へ報告しています。

ア　令和６年度エネルギー使用量（原油換算値）

㈠ 市長部局　　５，１６６キロリットル

㈡ 教育委員会部局　１，８０６キロリットル

㈢ 水道局　　１，６３５キロリットル

イ　令和７年７月　定期報告書及び中長期計画書を経済産業省及び所管省庁に提出しました。

（４）鳥取県地球温暖化対策条例関係

鳥取県地球温暖化対策条例に基づき、温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画（３年分）」の提出及び計画達成状況を平成２２年から県へ報告しています。

ア　令和６年度　温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

市長部局　　１１，２８５トン

温室効果ガス排出量算定に用いた調整後排出係数は、中国電力（株）は０．５２０トン-CO_2/千キロワットアワー及びローカルエナジー㈱は０．５３９トン-CO_2/千キロワットアワーを使用しました。

イ　令和７年７月　事業者達成状況報告書を鳥取県に提出しました。

（５）米子市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業

自然エネルギーの利用促進、民間活力を活かした公共施設への太陽光発電設備の効率的な整備、災害等の停電時における非常用電源としての活用及び環境やエネルギーに対する市民意識の向上を目的として、米子市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業を平成２５年度（第１回）及び平成２７年度（第２回）に実施しており、８施設で稼動しています。

事業者	対象施設
中海テレビ放送（株）	車尾小学校、加茂中学校、大高公民館、湊山中学校
ミヨシ産業（株）	東山中学校
東洋ソーラー（株）	尚徳中学校、市立図書館
ワンプライム.（株）	福生西小学校

８　動物愛護管理に関する取組

（１）人と動物が共に生きていける社会の実現

動物愛護の精神とモラルやマナーなど適正な飼養について、周知啓発を行いまし

た。また、市報、ホームページや YouTube 等において、ペットの飼い主の責任などについて広報を実施しました。

（２）のら猫に関するリーフレットの作成

のら猫が増えることによるトラブルや補助金に関する案内を周知、啓発を行うためのリーフレットを作成しました。

（３）飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成事業

飼い主のいない猫の増加を抑えるため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせた者に対して、手術に要する額（１頭につき上限１万円）を助成しました。

実施頭数	補助金額（円）
３０１	２，３８６，３００

（４）犬の登録及び狂犬病予防注射事業

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を行いました。また、県西部地区内指定獣医師の協力を得て市内１０会場で集合注射を実施しました。

（頭）

新規登録	登録抹消	登録総数 (A)	注射済票 交付総数 (B)	（交付内訳）		接種率 (B/A)
				集合注射	個別注射	
７２０ (うちマイクロチップ 593)	416	6,134	4,962	234	4,728	80.9%

３－２　公害防止対策

１　大気汚染

（１）ＰＭ２.５などの大気汚染物質に関する注意喚起

環境基準物質などの測定を実施している鳥取県から提供される注意情報などを、市ホームページに掲載するとともに、関係部局等を通じ、市民への周知を図りました。

なお、令和７年度中に注意情報及び警戒情報の発令はありませんでした。

注意喚起回数　０回

（２）野外における廃棄物焼却に関する指導

鳥取県等と連携し、広報や指導を行いました。

指導回数　　９回

２　水質汚濁

（１）公共用水域の水質監視

水質状況を把握するための調査を実施しました。

ア　河川

㈠ 調査河川　　新加茂川、法勝寺川、小松谷川、大沢川　　以上４河川

㈡ 調査箇所数　５地点

㈢ 総検体数　　２０検体

イ　中海

㈠ 調査地点　　湖底：新加茂川河口付近、中央ポンプ場付近、錦海、米子湾中央

㈡ 調査回数　　湖底：４回(５月、７月、８月、１２月)

（２）油類等流出事故対応

事故発生時、関係機関へ速やかに情報を伝達するとともに、発生源の調査及びオイルマット等による拡散防止を図りました。

対応件数　　１件

（３）事業場排水指導

鳥取県等と連携し、事業場排水の改善について指導しました。

指導件数　　２件

（４）国要望活動

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に対し、「中海浄化事業の推進について」要望書を手交しました。

３　騒音

（１）騒音規制法に基づく届出受理

ア 特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数　　８件

イ 特定建設作業に関するもの

受理数　　１４件

（２）県公害防止条例に基づく届出受理

騒音関係特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数　　４件

（３）事業場立ち入り指導　２件

４　振動

（１）振動規制法に基づく届出受理

ア　特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数　　７件

イ　特定建設作業に関するもの

受理数　　７件

（２）事業場立ち入り指導　　０件

５　悪臭

事業場立ち入り指導　　３件

６　公害等相談対応

相談の対応状況（主な相談内容）

（件）

公害等の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	動物	その他	合計
対応件数	2	12	0	37	2	0	22	0	11	14	100

※現地調査等含む対応件数。（問合せのみを除く）

７　分析測定業務

（１）水質試験

河川　　２０検体

（２）騒音測定

ア　環境騒音測定　　７地点

イ　自動車騒音常時監視業務

騒音規制法第１８条第１項の規定に基づき、環境基準適合状況を面的に評価するために実施しました。

㈠ 騒音測定実施区間　　７区間

㈡ 面的評価区間数　　１２０区間

㈢ 面的評価区間延長　　１６０．７ｋｍ

ウ　他課からの依頼試験の実施

王子製紙関係　　２地点　延べ８回

エ　他課調査協力　　延べ２回

オ　苦情等に伴う測定　　０回

（３）振動測定

ア　他課からの依頼試験の実施　　１回

イ　苦情に伴う測定　　０回

（４）臭気測定

苦情に伴う測定　　１地点　延べ２回

８　環境放射線モニタリング関係

鳥取県が設置した島根原発ＵＰＺ３０ｋｍ圏内の放射線監視局の測定データ等を、本庁舎一階のモニター画面及び米子市ホームページにより住民へ情報提供を行いました。

９　ヌカカ被害軽減対策

（１）被害予防に係る啓発及び注意喚起

ア　広報よなご、市ホームページ及び YouTube による広報を実施

イ　弓浜地区の小学校、保育所及び幼稚園に啓発文書及びポスターを配布

（２）発生抑制対策

モデル事業の結果を踏まえ、令和４年度から弓浜地区全域及びその隣接地区を対象に、ヌカカ発生抑制対策費用補助事業（住宅地周辺の荒廃農地において、石灰散布、耕うん及び除草作業を行う自治会又は土地所有者に対する補助事業）を本格実施しました。また、引き続き、事業ニーズの把握及び駆除作業効果の検証試験を実施しました。

ア　対象地区　　弓浜地区（彦名町、夜見町、富益町、大崎、葭津、大篠津町、和田町）

隣接地区（安倍、両三柳、河崎）

イ　補助事業者　自治会、土地所有者又は管理者

ウ　実施面積　　約２４．９ヘクタール

エ　調査研究　　発生状況の調査、異なる様態の荒廃農地における幼虫生息調査
（委託先：米子工業高等専門学校）

（３）石灰散布作業におけるドローン活用を本格導入

地域で継続して発生抑制対策事業を実施していくためには、作業負担の軽減や安全性の向上を図ることが重要であり、令和４年度の実証試験において石灰散布作業におけるドローン活用の安全性及び経済性等を検証しました。その結果、実施可能で有効な石灰散布方法であると判断し、令和５年度から事業案内の際に、作業方法の一つとしてドローン活用を提案しました。

ア　活用自治会　　１５自治会

イ　実施面積　　約１４．０ヘクタール

３－３　一般廃棄物の適正処理

１　ごみの処理

令和７年度米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき、ごみの適正な処理を行い、同時にごみの発生を抑制し、及び再資源化によってごみの減量化を図ることにより、循環型社会の実現を目指しました。

（１）ごみの減量化・再資源化の推進

家庭系ごみの減量化・再資源化を図るため、次の施策を実施しました。

ア　家庭系生ごみの減量

⑺ 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業

一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、補助金を交付しました。

種類	補助対象基数（基）	補助金額（円）
生ごみ処理機	６０	９９２，０００
生ごみ処理容器	１１	２４，４００
計	７１	１，０１６，４００

⑴ ダンボール堆肥普及啓発事業

一般家庭から排出される生ごみの手軽な自家処理を促進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、希望者に堆肥作り入門セットを無料配布しました。

堆肥作り入門セット配布数　　１４９セット

イ　食品ロスの削減

⑺「ごみ分別収集カレンダー」、庁舎動画広告及びホームページにより、食品ロスの削減の啓発を行いました。

⑴ 鳥取県と県内市町村が連携して行う「とっとりフードドライブ」に参加し、市民から余った食品の寄付をいただき、子ども食堂や福祉施設等へ届ける取組を行いました。

ウ　小型家電リサイクル

一般家庭から排出される小型家電の拠点回収を実施し、国の認定事業者に引き渡すことにより再資源化を行いました。

（単位：kg）

	回収ボックス設置施設 （市役所・公民館31ヶ所）	直接持込み施設 （米子市クリーンセンター）	合　計
回収量	９，８１６	３０，９３６	４０，７５２

（２）環境教育、普及啓発の充実

ア　環境教育

⑺ 説明会

ごみの分別方法等の説明会開催の要請があった公民館、自治会等に対し、説明会を実施しました。

	自治会	その他	計
件数(件)	２	４	６
人数(人)	３７	５２	８９

⑴ 施設見学

米子市クリーンセンターの施設見学の受入れを行いました。

	学校関係見学※1	自治体等視察	その他※2	計
件数(件)	２９	１	６	３６
人数(人)	１，５４５	２	９６	１，６４３

※１　高校、小学校、幼稚園、保育園等　　※２　親子参観日、イベント等

⑼ 総合学習支援

東山中学校の総合学習の支援を行いました。（３グループ）

イ　普及啓発

⑺ ごみ分別収集カレンダー等

翌年度の「ごみ分別収集カレンダー」を作成し、自治会等を通じて各世帯に配付しました。また、「広報よなご」、「よなごみ通信」及びホームページにより、ごみの分別方法等について周知を図りました。

また、スマートフォン用ごみ、資源物分別アプリ「さんあーる」の配信を行いました。（令和７年度末の登録者数１６，８０９人）。

⑴ リサイクル推進員

リサイクル推進員を委嘱し、各自治会でのごみの分別、リサイクルの推進を図りました。（令和７年度末現在６３９名）。

⑼ ごみステーション

ごみ分別の徹底、排出マナーの向上及び収集作業時の安全性確保の面から、ごみステーションにごみを持ち出す際に排出ルールの守られていないものについて、イエローシールを貼り付ける等の方法により、指導・啓発を行いました。

（３）分別区分及びごみの搬入量

家庭系ごみについて、５種１１分別に分類し収集・運搬を実施したほか、中間処理施設に市民自ら又は米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者が直接搬入しました。

事業系ごみについて、中間処理施設に事業者自ら又は米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者が直接搬入しました。

（単位：kg）

分別区分			家庭系ごみ	事業系ごみ	搬入量
可燃ごみ			23,103,500	16,097,310	39,200,810
不燃ごみ			1,468,390	0	1,468,390
不燃性粗大ごみ			328,100	0	328,100
資源物	白色発泡スチロール・トレー		33,010	0	33,010
	缶・ビン類		836,370	0	836,370
	ペットボトル		302,590	0	302,590
	古紙類	新聞・チラシ	532,680	0	532,680
		本・雑誌・雑がみ	323,630	0	323,630
		ダンボール・紙箱	336,350	0	336,350
乾電池・蛍光管等		乾電池	35,788	0	35,788
		蛍光管・水銀体温計	6,339	0	6,339
計			27,306,747	16,097,310	43,404,057

（４）収集・運搬

ア　家庭系ごみの収集運搬

家庭系ごみ等について、市内７業者に委託し、収集運搬を行いました。

委託料　７１８，４７１，７３６円

イ　家庭系ごみの有料収集

⑺ 手数料を徴収するごみの区分

可燃ごみ及び不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）

⑴ 手数料の額（１枚あたり）

	可燃ごみ専用		不燃ごみ専用	
指定ごみ袋	40L	６３円	40L	６３円
	30L	４７円		
	20L	３１円	20L	３１円
	10L	１６円	10L	１６円
収集シール		６３円		６３円

⑼指定ごみ袋及び収集シールの販売実績

取扱所（箇所数）	指定ごみ袋及び収集シール販売数									手数料の額（円）
	可燃ごみ専用					不燃ごみ専用				
	指定ごみ袋（組）				収集シール（シート）	指定ごみ袋（組）			収集シール（シート）	
	40L	30L	20L	10L		40L	20L	10L		
指定ごみ袋等取扱店（193）	283,400	155,250	139,050	52,600	11,120	19,000	18,650	7,200	14,190	331,501,680

自治会（170）	6,543	3,507	2,349	572	187	380	312	79	212	7,089,672
計（363）	289,943	158,757	141,399	53,172	11,307	19,380	18,962	7,279	14,402	338,591,352

※１組＝１０枚入、１シート＝６枚綴

(I) 負担軽減措置

市の福祉サービスを受けている市民の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、下表に該当する世帯を負担軽減措置の対象とし、最大で年間平均使用量の３分の１に相当する可燃ごみ専用指定ごみ袋（４０Ｌ）４０枚又は（２０Ｌ）８０枚を無料で支給しました。

支給は、対象世帯に「可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券」を郵送することにより実施しました。

対象となる世帯	指定ごみ袋支給枚数	負担軽減対象件数
生活保護世帯（在宅に限る）	４０L-４０枚(20L-80 枚)（最大）	９，０２９件 ［４０Ｌ袋 ３１１，２３０枚分］
児童扶養手当受給世帯		
特別児童扶養手当受給世帯		
特別障害者手当受給者がいる世帯		
老齢福祉年金受給者がいる世帯		
要介護４以上の認定を受けている市民がいる世帯（在宅に限る）	対象者の人数×４０L-４０枚(20L-80 枚)（最大）	
日常生活用具給付事業によりストマ用装具又はおむつ等の助成を受けている身体障がい者（児）がいる世帯		
２歳未満の乳幼児がいる世帯		

※米子市指定ごみ袋取扱店（スーパー、コンビニ、デパート、ホームセンター、薬局、商店など）での引換え　６，０２２件
市役所総合案内等での引換え　１，７０２件

ウ　資源物の売却

収集日に排出できない資源物について、米子市クリーンセンターで受入れを行い、そのうち古紙類を売却しました。

種類	量（kg）	金額（円）
古紙類	６，１００	２６，１５８

エ　動物死体

市道等に放置された又は一般家庭等から米子市クリーンセンターに持ち込まれた動物（犬・猫等）の死体の収集・受入れを行いました。

動物死体　８７２体

オ　七夕祭り及び精霊送り

七夕祭り及び精霊送りで市内各所に持ち込まれた笹竹、供物等について、市内２業者に委託し、収集を行いました。

	箇所数（箇所）	収集量（kg）
七夕祭り	２７	１１０
精霊送り	７９	１３，２１０

（５）一般廃棄物処理業（ごみ）の許可

一般廃棄物処理業（ごみ）の許可に係る業務を行いました。

分類	許可業者数（令和７年度末時点）
収集運搬業（ごみ）	３２※
処分業	４

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業許可を有する者（２業者）、収集運搬できる廃棄物を限定している者（３業者）及び運搬のみの許可を有する者（８業者）を含む。

（６）その他

ア　環境美化活動の促進

⑺ ボランティア清掃

市民の環境美化の取組を支援するため、個人又は団体が道路・公園・海岸等の公共の場所を清掃する際に、ボランティア専用袋・収集シールを交付し、清掃後のごみを収集しました。

ボランティア清掃申請件数　１，０８０件

⑴ 環境美化推進団体の育成

環境をよくする会

ａ　構成　３６人（団体代表者）

ｂ　主な活動内容

・環境美化啓発立て看板の設置　１８８枚

・市内一斉清掃事業　（春秋　年２回）

イ　不法投棄・ポイ捨ての防止

⑺ パトロールの実施

市内全域、特に海岸付近、山林等について、重点的にパトロールを実施しました。

⑴ 不法投棄監視員の設置

不法投棄監視員を９名委嘱して、監視区域内の不法投棄の多い海岸付近、山林等を重点に監視パトロールを随時行い、不法投棄の早期発見と適切な処理を図りました。

⑼ 不法投棄監視カメラの設置

市内の不法投棄多発地帯に、市所有の監視カメラ２台を継続して設置し、不法投棄の防止に努めました。

⑴ 不法投棄廃棄物の特別処理

パトロール、調査及び通報等で把握した不法投棄廃棄物について収集し処分を行いました。

不法投棄された家電４品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については特定家庭用機器再商品化法に基づき適正に処分しました。

※テレビ２７台、冷蔵庫・冷凍庫４台、洗濯機・衣類乾燥機１台

ウ　公衆便所管理

クリーン推進課所管の４か所の公衆便所の維持管理業務を委託により実施しました。

２　生活排水の処理

令和７年度米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき、生活排水の適正処理に努めました。

（１）収集・運搬

ア　直営

市内２か所の公衆便所のし尿を１台の車両で収集しました。

稼働日数　　１０日

イ　一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可

一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥）の許可に係る業務を行いました。

分類	許可業者数 （令和７年度末時点）
収集運搬業（し尿）	６※
収集運搬業（浄化槽汚泥）	７※

※ごみの収集運搬業許可を有する者（２業者）を含む。

ウ　し尿及び浄化槽汚泥処理量

施設名	処理量（Ｌ）			
	し尿		浄化槽汚泥	計
	直営	許可業者	許可業者	
米子浄化場	3,950	5,794,240	21,617,097	27,415,287

３　廃棄物減量等推進審議会

「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第１２条に基づく、一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るための審議会を開催しました。

	開催日	審議事項
第１回	令和７年５月２３日	・米子市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・し尿処理手数料の改定について
第２回	令和７年７月２９日	・米子市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・し尿処理手数料の改定について
第３回	令和７年８月２６日	・米子市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・し尿処理手数料の改定について
―	令和７年９月２２日	・答申「し尿処理手数料の改定について」
第４回	令和８年１月２１日	・米子市一般廃棄物処理基本計画の改定について
―	令和８年２月３日	・答申「米子市一般廃棄物処理基本計画について」

※第４次米子市一般廃棄物処理基本計画　数値目標の達成状況

		令和７年度目標値	令和７年度実績	令和６年度実績
１人１日当たりのごみ排出量	家庭系	５３１ｇ	５２３ｇ	５２５ｇ
	事業系	３３５ｇ	３０８ｇ	３１２ｇ
	集団回収	４ｇ	－	－
	合計	８７０ｇ	８３１ｇ	８３７ｇ
最終処分率		３．６%以下	２．８%	２．９%
汚水衛生処理率		８８．７%	８８．７%	８７．７%

４　第５次米子市一般廃棄物処理基本計画の策定について

令和８年３月に第５次米子市一般廃棄物処理基本計画を策定した。

計画期間　令和８年度～令和１２年度

５　米子市クリーンセンター

（１）搬入量　（単位：ｔ）

月　　別	収　集　量	事業所搬入量	一般家庭搬入量	搬入量合計
令和７年４月	2,414.33	1,646.30	103.71	4,164.34
5月	2,614.66	1,576.15	120.17	4,310.98
6月	2,453.45	1,591.12	100.54	4,145.11
7月	2,447.39	1,602.78	87.27	4,137.44
8月	2,327.04	1,590.27	86.54	4,003.85

９月	2,395.40	1,661.50	89.11	4,146.01
１０月	2,402.10	1,770.17	115.73	4,288.00
１１月	2,202.57	1,539.75	112.50	3,854.82
１２月	2,618.62	1,751.05	104.75	4,474.42
令和８年１月	2,229.90	1,354.29	53.32	3,637.51
２月	1,916.49	1,278.07	59.94	3,254.50
３月	2,362.88	1,599.42	87.69	4,049.99
計	28,384.83	18,960.87	1,121.27	48,466.97
（うち境港市）	4,946.61	2,281.59	0.00	7,228.20
（うち日吉津村）	533.23	581.97	0.00	1,115.20
（うち大山町）	922.76	0.00	0.00	922.76

（２）焼却に係る用役の使用量

ア　光熱水費

月　　別	電気		都市ガス		工業用水		上下水道	
	単位	kWh(上段) 円(下段)	単位	㎥	単位	㎥	単位	㎥
令和７年４月		164 3,433,647		3,116		1,060		
５月		0 1,934,476		2,396		1,480		3,286
６月		1,928 3,398,073		9,504		1,040		
７月		4,308 3,486,748		11,869		1,500		3,383
８月		1,244 3,382,934		9,917		1,350		
９月		128,716 6,135,867		8,803		1,100		3,375
１０月		4 4,269,374		8,084		1,830		
１１月		1,152 3,343,193		8,909		1,360		3,485
１２月		708 3,298,206		5,158		1,130		

令和８年１月	83,520 5,044,094	11,551	1,330	3,378
２月	2,616 3,335,672	5,445	830	
３月	0 2,154,124	1,687	1,140	3,087
計	224,360 43,216,408	86,439	15,150	19,994

※都市ガス、工業用水、上下水道の使用料金は、米子市クリーンセンター長期包括的運営事業運営業務委託費に含む。

※上下水道は２か月毎の検針

イ　薬品　　(単位：kg)

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
高比表面積消石灰	20,290	31,570	10,480	20,540	20,500	10,210	
重金属固定剤	0	0	0	0	0	0	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
高比表面積消石灰	30,520	20,200	19,850	10,220	20,890	21,210	236,480
重金属固定剤	0	0	0	0	0	0	0

（３）焼却による発電電力量　　(単位：kWh)

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
発電電力量	1,411,150	1,941,960	1,364,370	1,440,630	1,879,560	1,324,410	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
発電電力量	1,916,780	1,366,350	1,604,450	1,370,150	889,110	1,861,040	18,369,960

（４）余剰電力収入額　　(単位：円)

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
余剰電力収入額	5,415,782	8,678,804	4,809,477	4,961,101	7,715,663	5,576,656	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
余剰電力収入額	8,304,586	4,860,974	6,143,719	5,067,442	1,866,969	7,969,743	71,370,916

（５）長寿命化事業

ア　米子市クリーンセンター長期包括的運営事業運営業務

(ｱ) 委託先　　ＪＦＥエンジニアリング株式会社　大阪支店

⑷ 委託期間　　平成２８年１０月３日から令和１４年３月３１日まで
⑸ 運営事業期間　　平成２９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
⑹ 全体事業費　　１４，０７９，９２４，２４４円（債務負担行為）
⑺ 令和７年度事業費　　９７２，７７２，４９８円

（６）主灰再資源化処理業務委託

ア　委託先　　公益財団法人ひょうご環境創造協会
⑴ 委託期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
⑵ 委託料　　７９，２５５，７４８円
⑶ 処理先　　兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
⑷ 処理量　　（単位：ｔ）

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
処理量	237.67	317.54	237.43	210.44	236.70	227.60	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
処理量	307.50	185.87	239.02	208.41	124.31	238.69	2771.18

イ　委託先　　ＵＢＥ三菱セメント株式会社
⑴ 委託期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
⑵ 委託料　　２３，７８１，１７５円
⑶ 処理先　　山口県宇部市（ＵＢＥ三菱セメント株式会社）
⑷ 処理量　　（単位：ｔ）

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
処理量	71.76	70.80	70.10	88.07	70.06	44.22	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
処理量	79.60	70.19	87.82	61.43	79.96	70.76	864.77

（７）主灰運搬業務委託

ア　委託先　　協同組合米子市環境事業公社
イ　委託期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
ウ　委託料　　４２，２８８，４００円
エ　運搬先　　兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
　　山口県宇部市（ＵＢＥ三菱セメント株式会社）
オ　運搬回数

（単位：回）

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
運搬回数（赤穂市）	27	36	27	24	27	26	
運搬回数（宇部市）	8	8	8	10	8	5	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
運搬回数（赤穂市）	35	21	28	24	14	27	316
運搬回数（宇部市）	9	8	10	7	9	8	98

（８）飛灰再資源化処理業務委託

ア　委託先　　公益財団法人ひょうご環境創造協会

(ｱ) 委託期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

(ｲ) 委託料　　４０，９３８，６７２円

(ｳ) 処理先　　兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）

(ｴ) 処理量　　（単位：ｔ）

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
処理量	21.78	50.32	36.58	28.78	74.53	51.59	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
処理量	43.67	37.55	52.53	60.42	45.20	74.73	577.68

イ　委託先　　山口エコテック株式会社

(ｱ) 委託期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

(ｲ) 委託料　　２６，５４９，８２０円

(ｳ) 処理先　　山口県周南市（山口エコテック株式会社）

(ｴ) 処理量　　（単位：ｔ）

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
処理量	54.23	59.37	39.02	43.75	31.18	29.46	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
処理量	75.19	37.66	61.15	30.48	22.62	52.25	536.36

（９）飛灰運搬業務委託

ア　委託先　　環境プラント工業株式会社

イ　委託期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
ウ　委託料　　２１，１１４，５００円
エ　運搬先　　兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
　　山口県周南市（山口エコテック株式会社）
オ　運搬回数

（単位：回）

月　別	R7 年４月	５月	６月	７月	８月	９月	
運搬回数（赤穂市）	3	7	5	4	10	7	
運搬回数（周南市）	7	8	5	6	4	4	
月　別	１０月	１１月	１２月	R8 年１月	２月	３月	計
運搬回数（赤穂市）	6	5	7	8	6	10	78
運搬回数（周南市）	10	5	8	4	3	7	71

（１０）米子市クリーンセンター及びその周辺の検査業務

ア　悪臭検査業務　　月１回実施
イ　ばい煙測定業務　　月１回実施
ウ　ダイオキシン類測定業務　　年１回実施
エ　焼却灰（主灰）検査業務（溶出）　　年１回実施
オ　焼却灰（飛灰）検査業務（溶出）　　年１回実施
カ　環境大気調査業務　　年２回実施

４　第２次米子市環境基本計画

１　米子市環境基本計画

米子市環境基本計画は、米子市環境基本条例第８条の規定に基づき、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を目指して、平成２４年３月に策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和２年度に計画期間が終了するに当たり、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、第２次米子市環境基本計画を令和３年２月に策定しました。

また、令和８年３月に計画の中間見直しを行い、環境をめぐる社会情勢の変化にあわせた施策や指標を設定しました。あわせて「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を第２次米子市環境基本計画に内包しました。

計画の概要は、次のとおりです。

（１）計画の期間及び対象

令和３年度（２０２１年度）～令和１２年度（２０３０年度）
【令和７年度（２０２５）中間見直し】

（２）目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

（３）基本目標

米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、第２次米子市環境基本計画に５つの基本目標を設定しました。

なお、この５つの基本目標は、国（第六次環境基本計画）や県（令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン：第３次鳥取県環境基本計画）の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念（第３条）、基本方針（第７条）に基づき定めています。

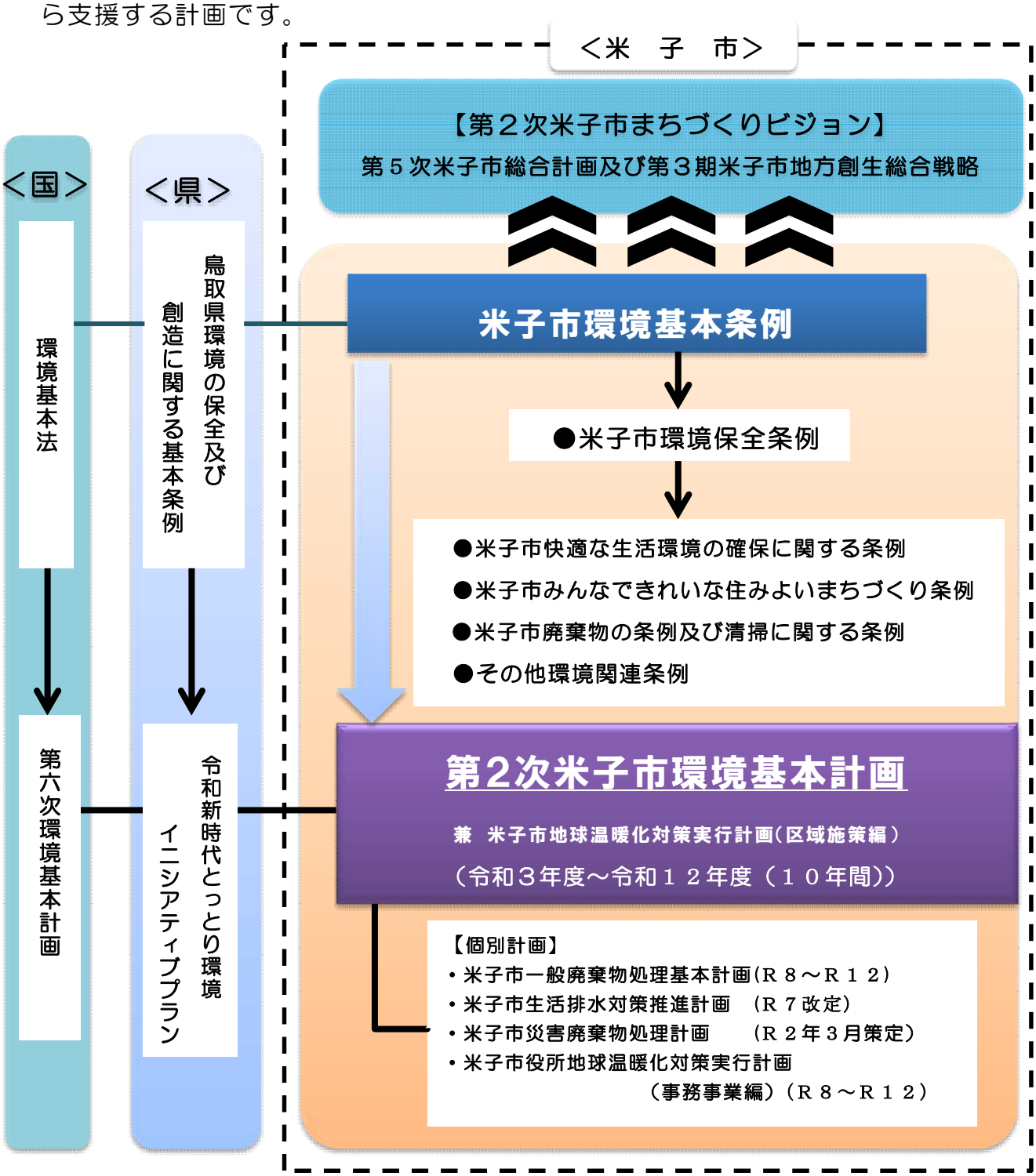
基本目標	説明
①脱炭素社会	気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。
②循環型社会	４Ｒ（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。
③自然共生社会	本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。
④安全・安心社会	公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

⑤環境保全社会	環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

（４）計画の位置付け

第２次米子市環境基本計画は、国の「第六次環境基本計画」、県の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。

また、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」を環境の側面から支援する計画です。



令和７年度 第２次米子市環境基本計画進捗状況（令和８年３月末現在）

環境基本計画の構成

目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

基本目標	施策の柱	個別施策		基本目標達成における主な指標
【１】低炭素社会	（1）省エネルギー化の推進	重点（１施策）、その他（５施策）	指標① 指標② 指標③	①市域から排出されるＣＯ２排出量 ②市有施設から排出されるＣＯ２排出量 ③ため池ハザードマップの作成
	（2）再生可能エネルギーの導入推進	重点（１施策）、その他（２施策）		
	（3）気候変動適応策の推進	重点（１施策）、その他（５施策）		
【２】循環型社会	（1）４Ｒの推進	重点（１施策）、その他（３施策）	指標① 指標②	①１人１日当たりのごみ排出量 ②ごみの最終処分率
	（2）食品ロスの削減	その他（３施策）		
	（3）廃棄物の適性処理	重点（１施策）、その他（７施策）		
【３】自然共生社会	（1）森林・農地・湿地・海の適切な利用	重点（５施策）、その他（１０施策）	指標① 指標②	①米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数 ②再生可能な荒廃農地の面積
	（2）生態系の保全	その他（４施策）		
【４】安全・安心社会	（1）生活環境の保全	重点（４施策）、その他（１３施策）	指標① 指標② 指標③	①生活排水処理に関すること ア汚水処理人口普及率 イ水洗化戸数率 ウ浄化槽法定検査受検率 エ公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積 オ合併処理浄化槽補助基数 ②空家等の対策に関すること ア「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がなされていない空家等の改善 イ空き家利活用の推進 ③市民アンケート結果の回答数 （解決・改善したい環境項目「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」）
	（2）美しいまちづくりの推進	重点（５施策）、その他（５施策）		
【５】環境保全社会	（1）環境学習の推進	重点（２施策）、その他（１施策）	指標① 指標②	①中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数 ②市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績
	（2）環境活動の協働	重点（４施策）、その他（３施策）		
		重点(※)（２５施策）、その他（61施策）	12指標	

※重点・・・重点施策。米子市の上位計画であるまちづくりビジョンの主な取組で位置付けられた施策、担当課において数値目標を掲げ重要な施策として位置付けているもの。

◉市の具体的施策

次ページ以降の各項目ごとの表中、左欄「個別施策」に記載しています。

◉各施策の取組状況

原則、令和８年３月末を基準にしています。

◉各取組の進捗状況（自己評価）

過年度の取組実績と比較して、以下のとおり評価しています。

［◎］　取組内容が改善・拡充
［○］　同等の取組を継続
［×］　取組遅延、未実施
［－］　その他

◉基本目標達成における主な指標

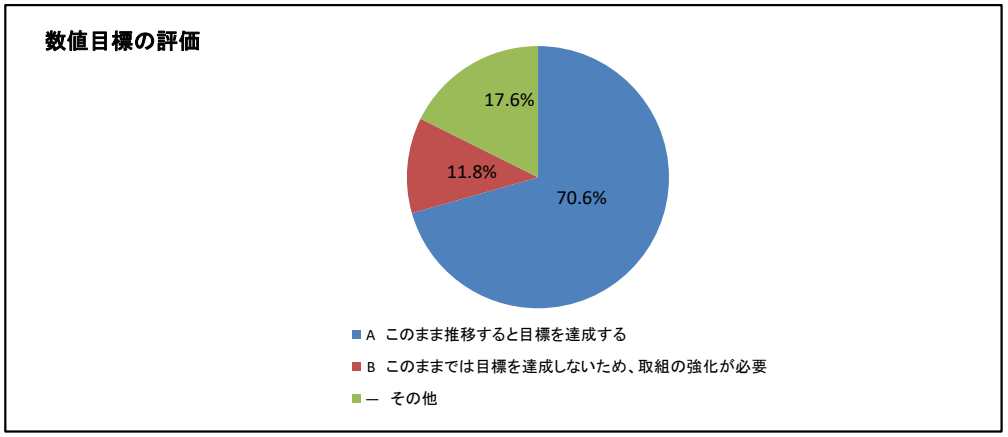
各機関等公表の最新値を記載しています。

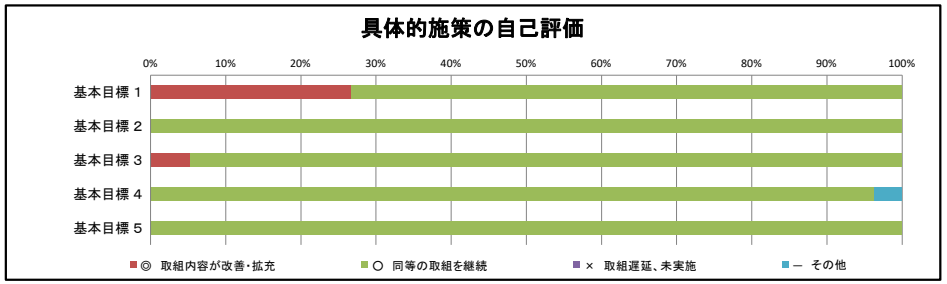
◉数値目標（指標）の評価

過年度の数値等と比較して、以下のとおり評価しています。

［A］　このまま推移すると目標を達成する
［B］　このままでは目標を達成しないため、取組の強化が必要
［C］　目標の再検討や新たな取組が必要
［－］　その他

◉数値目標と具体的施策の評価





	◎	○	×	―
基本目標１	4	11	0	0
基本目標２	0	15	0	0
基本目標３	1	18	0	0
基本目標４	0	26	0	1
基本目標５	0	10	0	0
合　計	5	80	0	1

【１】低炭素社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値	指標値（令和７年度）	令和７年３月末現在	令和８年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
市域から排出されるCO2排出量	1,230千t-CO2（平成25年度）	1,021千t-CO2（平成25年度比17%削減）	959千t-CO2（平成25年度比22%削減）	924千t-CO2（平成25年度比25%削減）	A	環境政策課	最新値（令和５年度数値）
市有施設から排出されるCO2排出量	26,244t-CO2（平成25年度）	15,746t-CO2（平成25年度比40%削減）	13,054t-CO2（平成25年度比50%削減）	19,587t-CO2（平成25年度比25%削減）	B	環境政策課	最新値（令和６年度数値）
ため池ハザードマップの作成	4箇所	39箇所	39箇所	39箇所	–	農林課	令和４年度完了

【１】低炭素社会 – （１）省エネルギー化の推進

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
公共交通機関の利用促進（運輸部門）	◉公共交通の利用を促進するため、「よなご公共交通ふれあいフェスタ」を開催したほか、高齢者向けバス定期券の購入助成や高校生の通学費助成を行った。 ◉市内の路線バスやだんだんバス等が無料となる「バスでGO!運賃無料DAY」を計１１日間実施し、バスの日常的な利用につなげるための利用促進を図った。令和7年度利用者43,038人	◎	交通政策課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
LED照明や高効率空調などの省エネルギー機器の普及促進（業務その他、家庭、産業部門）	◉県の間接補助を活用して、市内自治会の有する防犯灯のLED化や、新設する防犯灯をLED照明とするよう周知した。（令和7年度実績：切替105灯、新設53灯） ◉省エネかつ快適な生活にもつながる行動「COOL CHOICE」等をホームページで啓発した。	○	地域振興課 環境政策課	現状の施策を継続する。
宅配便の再配達の防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進（運輸部門）	◉「地球にやさしいライフスタイルの取組」をごみカレンダーに掲載し、啓発を図った。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進（家庭部門）	◉「とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』」について、ホームページで紹介し、普及促進を図った。	○	建築相談課 環境政策課	現状の施策を継続する。
自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進（運輸部門）	◉弓ヶ浜サイクリングコースきれいに守り隊として、5月17日に地元企業と共催で白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースの清掃活動を実施した。	○	スポーツ振興課	現状の施策を継続する。
ISO14001や鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）の普及啓発（業務その他、運輸部門、産業部門）	◉市内の中小企業の環境配慮活動への取組の支援について鳥取県の制度等の周知啓発に努めた。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。

【１】低炭素社会 － （２）再生可能エネルギーの導入推進

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
下水処理場における消化ガス発電及び公民館４館における太陽光発電設置等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進	◉左記の設備については、令和3年7月に完成し、消化ガス発電機および公民館の太陽光発電とも順調に稼働をしている。 【消化ガス発電機　発電実績　361,019kWh】 【公民館PV　発電実績　19,353kWh】	○	商工課 （経済戦略課）	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
固定資産税減免による再生可能エネルギー発電設備の導入支援	◉出力500kw以上の大規模な太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備にかかる固定資産税の免除制度を実施していたが、令和3年4月1日をもって条例を廃止した。既に免除決定済みの資産の免除期間については最長で令和5年度まで、経過措置で令和5年度中に免除決定した資産の免除期間については最長で令和7年度までとなる。 令和7年度課税免除実績 バイオマス発電設備者　2件 他の発電設備はなし	○	固定資産税課	固定資産税の免除制度に関する条例は令和３年４月１日に廃止しており、現在該当の案件も令和７年度で終了。 今後新規で免除該当案件は発生しないため、令和８年度からは該当案件がなくなる。
鳥取県と協力し「再エネ 100宣言 RE Action 」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進（業務その他部門、運輸部門、産業部門）	◉鳥取県と協力し、鳥取スタイルPPA事業を推進し、再生可能エネルギー導入推進を図った。 【鳥取スタイルPPAとは】 　鳥取県内の発電事業者が太陽光発電設備を設置し、地域新電力会社と連携して、発電された電力をその施設の電力消費者に有償提供する仕組みで、再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために実施する事業スタイル。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。

【１】低炭素社会 － （３）気候変動適応策の推進

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
災害時に農業用ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難をする資料を作成し、地域住民の日頃の防災・減災意識を高める。	◉ため池決壊などに対する地域防災の意識向上を図るとともに、迅速かつ安全な避難を目的として地域住民の参加によるため池の現状や危険度の把握、決壊した場合の避難経路等について地域で検討し、ため池ハザードマップを作成している。	○	農林課	令和４年度事業完了。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
熱中症予防に係る周知・啓発の取組	◉環境省、鳥取県による熱中症警戒アラート等の発出に基づき、関係各課へ周知を行った。HP、市報、デジタルサイネージ、テレビにて随時熱中症の情報を掲載及び放送し、啓発を行った。地区活動やイベントの際に啓発グッズの配布を行った。学校を通じて市内の中学生（1～3年生）にチラシを配布した。	○	健康対策課	現状の施策を継続する。
水源かん養林の保全及び育成	◉鳥取県持続可能な地下水利用協議会による森林保全活動（令和7年10月10日開催伯耆町）に2名参加し、水源かん養林の保全活動を行っている。	○	経営企画課	現状の施策を継続する。

洪水ハザードマップの作成・周知	◉洪水ハザードマップ及びweb版ハザードマップについて、経年による情報及び避難所加除などの表示変更修正を行い、最新の情報での啓発を進めている。	◎	防災安全課	現状の施策を継続する。
警戒レベルを用いた避難情報の発令	◉令和5年度に作成した避難ノートを活用し、各地区への出前講座、防災学習などにより最新の発令情報についての周知を図っている。 実施回数　65回	◎	防災安全課	現状の施策を継続する。
市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施	◉市道の除草と地元では管理できない暗渠や側溝の清掃、河川の浚渫を行っている。	◎	道路整備課	現状の施策を継続する。

【２】循環型社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和７年度）	令和７年３月末現在	令和８年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備　考
1人1日当たりのごみ排出量	938g/人・日	870g/人・日	837g/人・日	831g/人・日	A	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
ごみの最終処分率	3.6%	3.6%	2.9%	2.8%	A	クリーン推進課	現状の施策を継続する。

【２】循環型社会 － （１）４Ｒの推進

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備　考
市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再利用等の啓発を行う。	◉市民に対しては、ごみ分別収集カレンダー、ごみ情報誌「よなごみ通信」の配布、ホームページでの啓発により分別徹底の周知を図っている。事業者に対しては、啓発パンフレットの配布、またホームページでも適正排出の協力を呼びかけている。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備　考
グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達を行う。	◉令和7年度実績について、ほぼすべての分野・品目について、100%、またはそれに近い調達率となっており、市全体としてグリーン購入調達に努められる見込み。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
学校給食における食品残さの堆肥化を図る。	◉学校給食から出る食品残渣は、業務委託し、すべて堆肥化している。 食品残渣及びたい肥化量　133,516kg	○	学校給食課	現状の施策を継続する。
下水道汚泥の資源化による有効利用	◉資源有効利用（セメント化、炭化）を継続して実施している。 脱水汚泥搬出量　セメント化：424.83ｔ　炭化：4847.60ｔ	○	下水道施設課	現状の施策を継続する。

【２】循環型社会 － （２）食品ロスの削減

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
食べきり運動等の普及啓発に努める。	◉鳥取県と県内市町村が連携して行う「とっとりフードドライブ」に参加し、市民から余った食品の寄付をいただき、子ども食堂や福祉施設等へ届ける取組を行った。 受付量： 109.9kg　受付数量：256　個	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
生ごみ処理機等の普及啓発に努める。	◉一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、補助金を交付した。 生ごみ処理機　60件　　生ごみ処理容器　11件	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
学校における食育の推進	◉給食だよりの配布、市報への「学校給食いきいきこめっこレシピ」の掲載等により広く食の情報の周知を図っている。 ◉毎月19日の食育の日を「いきいきこめっこデー」とし、地元食材を取り入れた郷土料理等を提供している。	○	学校給食課	現状の施策を継続する。

【２】循環型社会 － （３）廃棄物の適性処理

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減に努める。	◉ごみ分別収集カレンダーを全世帯に配布して、ごみの減量を啓発するとともに、広報よなごやよなごみ通信でごみの減量等について啓発を行っている。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。	◉米子市クリーンセンターで毎月1回、排ガスと悪臭の測定を実施し、結果を市ＨＰで公表している。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。	◉ごみ搬入量等の推測による年間運転計画及び月間運転計画に基づく施設管理及び運用の実施を行っている。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。	◉不法投棄多発地域を重点地区に定め、不法投棄監視員を設置（7地区9名）し、不法投棄監視体制の強化を図っている。また、職員による監視パトロールを実施し、早期発見と適正処理に努め、不法投棄を22件確認した。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。	◉家電リサイクルについて、ごみ分別収集カレンダーを全世帯に配布して、適正な処理ルートを周知している。また、スマートフォン用ごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」を配信するとともに、分別早見表を市ホームページに掲載して周知している。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。

家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理を行う。	◉蛍光管・水銀体温計の区分を設けて分別収集を行っている。また、市役所・淀江支所・クリーンセンターで拠点回収を実施し、適正処理を行っている。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
農薬などの適正処理を推進する。	◉農薬など市で処理が困難な製品については、購入した販売店やメーカー、処理専門業者等を紹介し、適正処理を行っている。	○	クリーン推進課	現状の施策を継続する。
廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。	◉FRP船の不法投棄の防止を図るため、FRP船リサイクルシステムの利用を市HP等で周知している。	○	水産振興室	現状の施策を継続する。

【３】自然共生社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和７年度）	令和７年３月末現在	令和８年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数	２５０件	２７５件	２７８件	３３９件	A	環境政策課	現状の施策を継続する。
再生可能な荒廃農地の面積	101ヘクタール	39ヘクタール	32.8ヘクタール	46ヘクタール	A	農林課	令和6年度に法人が撤退したことによる増。

【３】自然共生社会 － （１）森林・農地・湿地・海の適切な利用

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境の保全を実施する。	◉米子水鳥公園において、環境学習事業、各種イベントの実施により、利用者の増加に努めている。 令和7年度入館者数　18,729人	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。	◉鳥取県及び米子市の委託事業として、公益財団法人中海水鳥国際交流財団が中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究等を実施した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。	◉利用権設定等促進事業に取り組むとともに、農地中間管理事業を進め、農地の集積、集約を行い、地域の農用地を担い手へつなぐことで耕作放棄地の防止を図り、土地の活用を促進して担い手の育成を推進している。	○	農林課	現状の施策を継続する。
農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。	◉担い手への農地集約を図る農地中間管理事業に取り組むとともに、新たに利用権設定を行った認定農業者へ助成金を交付し、農家の規模拡大を促進している。 対象者数：42人　助成金実績：4,774千円　交付対象面積：5,967ａ	○	農林課	現状の施策を継続する。
農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。	◉利用権設定を行い、耕作放棄地を解消する農業者に対して助成を行い耕作放棄地の解消を促進している。 助成金実績：182,170円　交付対象面積：33a	○	農林課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
中海・宍道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。	◉令和7年8月23日に環境保全団体と共催で中海環境フェア・中海体験クルージングを実施し、中海の環境保全に関する啓発を行った。 ◉令和8年1月31日に中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して「子ども探検スクール」を米子市会場で開催した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
平成31年（２０１９年）4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。	◉森林経営管理制度の実施に向けた意向調査を年度毎に選定した地域ごとに実施している。また、意向調査実施済みの地域の森林経営計画や集積計画の策定作業を予定している。	○	農林課	現状の施策を継続する。
松くい虫等防除事業を推進する。	◉地域の状況に応じた松くい虫防除事業を実施 ＊令和6年度実績：特別防除179ha、伐倒駆除0㎥、特別伐倒駆除59.233㎥ ＊令和7年度実績：特別防除179ha、伐倒駆除0㎥、特別伐倒駆除61.898㎥	○	農林課	現状の施策を継続する。
緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。	◉森林の整備、緑化の推進を図る目的で、市民への啓発と緑の募金運動を実施した。 ＊令和7年度募金額2,043,695円 令和8年1月に一株植樹運動を実施した。 ＊令和7年度　48本	○	農林課	現状の施策を継続する。
魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。	◉美保湾沿岸域の漁礁に引っ掛かった漁網等の廃棄物を除去・処理する漁協に対して支援の枠組みを保有している。令和7年度の実績はないが、事例が発生した場合は、漁協と協議の上、運営事業費補助金の経費で支援をする。	○	水産振興室	現状の施策を継続する。
樹木のある公園や緑地の保全を図る。	◉公園及び緑地の維持管理については指定管理者制度により実施しており、適時適切に樹木等の管理育成を行っている。	○	都市整備課	現状の施策を継続する。
地産地消に関する情報を提供する。	◉一財）学校給食会から毎月末に提供された食材の産地情報をホームページに掲載している。 ◉県に年3回、地産地消率を報告している。地産地消率81.7%	○	学校給食課	現状の施策を継続する。
地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。	◉栄養教諭、学校栄養職員等が入札会等で検討し、可能な限り使用に努めている。	○	学校給食課	現状の施策を継続する。
鳥取県やＪＡ、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。	◉JA鳥取西部等と学校給食における地場産物の積極的な活用について情報交換を実施している。	○	学校給食課	現状の施策を継続する。
環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上	◉環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を実施した。 令和7年度実績　1.00ha	○	農林課	現状の施策を継続する。

【３】自然共生社会 － （２）生態系の保存

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。	◉特定希少野生動植物の保護のため、市内で民間業者による捕獲がある場合に捕獲種名の情報を県と情報共有し、違法採取につながらないよう努めた。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
生物多様性の重要性を啓発する。	◉啓発用ポスターを掲示し、周知啓発に努めた。 ◉米子水鳥公園を環境省「自然共生サイト」に登録した。	◎	環境政策課	現状の施策を継続する。
生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。	◉米子水鳥公園において、貴重な動植物の保全及び市民に対する環境学習を実施した。 令和7年度実績　339件	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
特定外来生物の防除啓発及び駆除	◉広報よなごにおいて、オオキンケイギクに関する周知啓発を行った。また、市有施設において、生育状況調査及び駆除作業を所管課により実施した。 ◉セアカゴケグモの対応は、特定外来生物防除等対策事業に係る交付金を活用し、9～11月の期間で現地にて生息調査及び駆除を行った。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。

【４】安心・安全社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和７年度）	令和７年３月末現在	令和８年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
○生活排水処理に関すること ア：汚水処理人口普及率 イ：水洗化戸数率 ウ：浄化槽法定検査受検率 エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積 オ：合併処理浄化槽補助基数	ア：90.3% イ：90.0% ウ：54.3% エ：2516.3ha オ：90基／年	ア：94.4% イ：91.8% ウ：56.1% エ：2872.5ha オ：100基／年	ア：93.6% イ：91.2% ウ：59.9% エ：2800.1ha オ：85基／年	ア：94.9% イ：92.4% ウ：65.4% エ：2846.9ha オ：81基／年	A	下水道企画課 下水道営業課 下水道整備課	令和７年度から設置費用に対する補助に加え、既存槽撤去費用に対する上乗せ補助を行っている。戸別訪問等をはじめとする広報活動をより強化していく。
○空家等の対策に関すること ア：「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空家等の改善 イ：空き家利活用の推進（空き家バンクへの登録件数）	ア：13件／年 イ：－ ※（令和２年度新設）	ア：10件／年 イ：10件／年	ア：10件 イ：18件	ア：17件 イ：15件	A	住宅政策課	現状の施策を継続する。
市民アンケート結果の回答数（解決・改善したい環境項目：「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」）	55.8%	50.0%	51.6%	－	－	環境政策課	※令和６年度アンケート結果51.6%

【４】安心･安全社会 － （１）生活環境の保全

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
○生活排水処理施設の整備 ･公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備 ･公共下水道の早期整備が見込まれない区域における合併処理浄化槽の設置促進 ･下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進 ･浄化槽	◉新設管きょ整備について令和８年度末の汚水処理人口普及率95%を目標に整備を行っている。（令和７年度実績：94.9%,2846.9ha） ◉下水道未接続家屋への訪問を実施している。 ◉下水道計画区域外において、住宅･事業所等の汲み取り槽、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する者に対して補助制度を実施している。 ◉制度普及のため、戸別訪問並びに保守点検業者や法定検査の指定検査機関の協力による広報を行っている。 ◉合併処理浄化槽への転換補助制度の活用促進のため、従来の取組に加え、転換の実現可能性が高い若年層を対象に、休日夜間の戸別訪問を実施している。 ◉浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の必要性を市報、ホームページ等で周知している。 ◉法定検査の受検者で不適正の判定結果となった者に対し、改善措置を講じるよう通知している。 ◉法定検査未受検者に対して受検勧奨を行っている。 ◉前年度補助金受給者に対して法定検査結果の提出依頼を実施している。	○	下水道整備課 営業課	令和５年度において、公共下水道事業計画区域を一部縮小し、公共下水道から合併処理浄化槽による生活排水対策に方針転換した。
ヌカカ被害対策の推進	◉広報、市ホームページの他、YouTubeを活用し幅広い年齢層へ被害予防方法を周知するとともに、弓浜地区の小中学校及び保育所に啓発ポスターを配布した。 ◉発生抑制対策については、弓浜地区全域及びそこに隣接する地区において、4年目の発生抑制対策対策事業を実施した。また、令和8年度の事業について準備した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
管理不全の土地に関する指導の実施	◉納税通知書に啓発チラシ同封 ◉「米子市空き地の適切な管理に関する条例」に基づき、適切な管理がされていない空き地の所有者に対し助言等を実施 令和7年度実績　32件	○	住宅政策課	現状の施策を継続する。
犬･猫に対する衛生管理指導の実施	◉動物の適正飼養等について、YouTubeを活用し幅広い年齢層へ啓発を行うとともに、鳥取県に協力し訪問による指導も行った。 ◉飼い主のいない猫対策について、助成事業を実施するとともに、自治会、ボランティア団体、市が連携し、説明会や不妊去勢手術費の助成（補助事業）を行った。 ◉飼い主のいない猫対策については、アンケート調査を実施し、直近5年間の地域の猫の状況把握を行った。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策の推進	◉米子市の水質保全施策の取りまとめ及び県への報告を行っている。 ◉令和8年度末までの汚水処理人口普及率95%達成に向け、下水道管きょの新規整備及び合併処理浄化槽の普及促進を行っている。	○	環境政策課 経営企画課	現状の施策を継続する。
中国電力に対する島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求める。	◉令和4年4月に安全協定の一部改正が行われ、中国電力㈱から立地自治体と同様の対応を行う旨の文書の提出を受けているところだが、立地自治体の安全協定に変更が生じた際は変更内容を確認の上、必要に応じて同様の内容となるよう求めていく。	○	防災安全課	中国電力との安全協定は、R4/4に協定一部改正があり、以降の改正は行われていない。

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施	◉市ホームページ、市報、ごみカレンダー、パンフレットによる啓発を実施した。 ◉通報、問い合わせに対しては個別に対応し、焼却現場に向かうなど現地指導を実施した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
大気汚染緊急時（光化学オキシダント、ＰＭ2.5）における市民への注意喚起	◉微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起を市ホームページ等により周知した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。	◉県の公共用水域水質測定計画に基づく河川水質調査及び市独自の河川水質調査を実施した。 ◉中海における水質等を把握するため、委託による水質調査を実施した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応（騒音・振動・悪臭）	◉生活環境に関する市民からの苦情・相談については、現地調査を行い、必要に応じ事業場立ち入り指導等を実施した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表	◉鳥取県の公表する環境放射線モニタリング情報について周知した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進	◉環境保全型農業の推進による施肥の低減化や、家畜排せつ物法等に基づく、家畜排せつ物の適正処理、堆肥化による循環型農業の推進についての啓発を実施している。	○	農林課	現状の施策を継続する。
環境にやさしい農業を県、ＪＡと連携して推進	◉中海の水質浄化対策として成実地区の浅水代掻きの取組を推進している。 ※浅水代掻き：石井、奥谷、新山の３地区で実施。田植え前の代掻きの水量を減らし、肥料の流出を抑制することで水質改善につながる。	○	農林課	現状の施策を継続する。
アスベスト撤去支援事業の推進	◉吹き付けアスベストについて、分析調査及び除去等工事に係る費用の補助を実施している。 〔補助上限額〕分析調査：250千円/1棟（10/10） 除去：10,000千円/1棟（15,000千円の2/3） ＊令和7年度（3月末現在） 分析調査：1件250千円　除去：0件	○	建築相談課	現状の施策を継続する。
需要に応じた工業用水の確保と安定供給の実施	－	－	経営企画課	令和３年度末で工業用水道事業を廃止したため、当該項目を削除。
水源の更新や開発の推進	◉取水井1箇所の浚渫（洗浄）を行い取水量の改善に努め、老朽化した戸上水源地構内の電気設備の更新を行った。	○	経営企画課	現状の施策を継続する。
鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用	◉事業体や企業が利用している地下水取水量を把握し、水位変動等が無いかモニタリングしながら、地下水の適正利用に取り組んでいる。	○	経営企画課	現状の施策を継続する。

【４】安心・安全社会 － （２）美しいまちづくりの推進

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進	◉登録有形文化財候補を検討するために、米子城下町の町屋及び町並みの調査研究を専門家と連携して取り組んだ。	○	文化振興課	現状の施策を継続する。
有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進	◉新たに有形文化財３件（建造物）を国登録文化財とした。 国登録有形文化財：後藤家住宅離れ（長楽軒）　R7.8.6登録 坂江家住宅店舗兼主屋　R7.11.17登録 坂江家住宅土蔵　R7.11.17登録	○	文化振興課	現状の施策を継続する。
米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的かつ計画的な土地利用の推進	◉市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の地域地区等により、効率的で計画的な土地利用を推進している。具体的には、令和7年度は米子駅南側の準工業地域の一部において、建蔽率及び容積率の規制緩和を実施した。	○	都市創造課	現状の施策を継続する。
米子市空家等対策計画に基づく、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施	◉第2次米子市空家等対策計画に定める4つの基本方針（発生抑制・活用促進・適切な管理・除却の促進）に基づき施策を実施	○	住宅政策課	現状の施策を継続する。
空家等に係る現状調査の実施、所有者等による空家等の適切な管理の促進、住民等からの空家等に関する相談の実施及び管理不全な空家等への対応並びに支援の実施	◉空き家の実態調査について市内全29地区の調査を完了後、適宜現地確認を実施 ◉納税通知書に啓発チラシ同封、新聞折込チラシを作成・配布 ◉空家等管理活用支援法人を新たに2法人指定し、民間事業者と連携した相談体制を整備 ◉「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理がされていない空家等の所有者に対し助言・指導を実施 ◉空家等管理活用支援法人等に対して空き家所有者等関連情報の外部提供を開始 ◉緊急安全措置を実施 ◉特定空家等除却支援事業を実施 ◉老朽木造空き家除去事業を実施	○	住宅政策課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
安心・安全に利用できる公園施設の確保	◉指定管理者による施設等の保守点検及び清掃のほか、公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新を実施している。 遊具更新実績　20基更新（令和7年度末時点）	○	都市整備課	現状の施策を継続する。
市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進	◉市街地の街路樹維持管理を実施している。	○	道路整備課	現状の施策を継続する。
米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出	◉米子市景観計画に基づく行為届出書の審査及び許可と通知書の受理等を行っている。	○	建築相談課	現状の施策を継続する。

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発	◉米子市景観審議会で都市景観施設賞を1施設、1団体選出し、令和8年2月13日に授与式を行った。また、ホームページや広報掲載により受賞施設等を広く市民に紹介した。	○	建築相談課	現状の施策を継続する。
魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発	◉屋外広告物表示・掲出物件設置許可申請の審査及び許可等を実施している。 令和7年度屋外広告物設置許可実績 新規61件、変更71件、更新528件	○	建築相談課	現状の施策を継続する。

【５】環境保全社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和７年度）	令和７年３月末現在	令和８年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数	1,163人	1,300人	1,377人	1,344人	A	環境政策課	現状の施策を継続する。
市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績 (※中間見直し時実施予定の市民アンケートにて新たに設問を設けます。)	―	60.0%	39.3%	－	－	環境政策課	※令和６年度アンケート結果39.3%

【５】環境保全社会 － （１）環境学習の推進

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
市民への環境学習の機会の提供	◉令和7年8月8日に小学校高学年を対象に親子LED学び講座を開催した。（令和7年度参加者20組） ◉小中学校の総合的な学習（環境部門）への対応をした（令和7年度1校） ◉令和7年8月23日に中海環境フェアにて環境政策に関するブースを出展した。 ◉令和8年2月12日に加茂連代表者研修会で第２次米子市環境基本計画に関する講演を行った。 ◉公民館社会教育講座において環境をテーマに取り上げ、環境学習の機会を提供した。（7講座） ◉ごみの分別方法等の説明会開催の要請があった公民館、自治会等に対し、説明会を実施した。 実施回数　6回　　参加者数　89人 ◉米子市クリーンセンターの施設見学の受入れを行った。 受入件数　36件　　見学者数　1,643人	○	環境政策課 クリーン推進課 地域振興課 生涯学習課	現状の施策を継続する。
広報誌、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信	◉ごみカレンダーに環境保全情報（環境月間、COOL CHOICE、野外焼却禁止など）を掲載した。 ◉ホームページで、省エネ関連情報を発信した。 ◉左記のツールのほかYouTubeによる情報発信も行った。 ◉ごみ分別収集カレンダー等に不法投棄禁止やボランティア清掃に関する情報を掲載した。	○	環境政策課 クリーン推進課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進	◉市内の中高生との協働による広報活動を実施した。（犬の適正飼養に関するポスターの作成） ◉市職員のボランティア清掃活動への参加、併せてその模様をYouTubeにより情報発信を行った。令和7年度投稿件数16件。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。

【５】環境保全社会 － （２）環境活動の協働

【重点施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
地域住民、環境美化団体などと連携して環境イベントを開催し、環境に関する啓発を実施することにより広く市民の環境意識の向上を図る。	◉企業懇話会実施のボランティア清掃への参加を行った。 ◉令和7年11月2日、中海を舞台とした環境啓発イベントとして、地域住民が主催する「彦名・水鳥ふれあいウォーキング大会」と連携し、啓発活動を実施した。 ◉春・秋の市内一斉清掃の実施　参加者72,386人 ◉企業懇話会実施ボランティア清掃への参加 ６月　参加者389名　　９月　参加者200名	○	環境政策課 クリーン推進課	現状の施策を継続する。
「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施	◉令和7年6月8日に「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」を鳥取・島根両県及び関係自治体等との協働により実施した。 ◉令和7年10月26日に「シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜」を境港市と共催で開催した。（境港市会場）	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、中海の水質改善・利活用の促進	◉令和8年1月31日に中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、「子ども探検スクール」を米子市会場で開催した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興	◉皆生・大山シートゥーサミットが5月31・6月1日、中海オープンウォータースイム2025が6月22日に、全日本トライアスロン皆生大会が7月20日に開催された。	○	スポーツ振興課	現状の施策を継続する。

【その他施策】

個別施策	＊取組状況(令和８年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。	◉令和7年11月19日に3団体、3個人を選考し表彰した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進	◉6月8日に「中海・宍道湖一斉清掃」、10月26日に「シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜」を実施した。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。
米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発	◉犬のフンの放置防止については、地元自治会や個人からの相談があった際に啓発用のチラシ、ポスター及びシールの配布をした。野良猫のふん尿対策についても、補助金の案内をする等、鳥取県、ボランティア団体と連携している。また、のら猫に関するリーフレットを作成、市施設等へ配架し、啓発を行った。	○	環境政策課	現状の施策を継続する。

資料編

１　米子市環境基本条例
２　環境都市宣言
３　環境関連用語集
４　環境関係年表（主なできごと）

1　米子市環境基本条例

米子市環境基本条例

平成１７年３月３１日条例第９５号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２） 地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３） 公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

２　環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

３　環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

４　地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

（市の責務及び役割）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

（市民の責務及び役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2　市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務及び役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

2　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3　事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

第１節　環境基本計画等

（環境施策の基本方針）

第７条　市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

（１）　市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保

（２）　人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全

（３）　地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造

（４）　資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進

（５）　地球環境保全に資する取組の推進

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する目標

（２）　環境の保全及び創造に関する施策の方向

（３） 前２号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第 19 条第１項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての環境への配慮）

第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（年次報告）

第１０条　市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第２節　環境施策

（環境教育等の推進）

第１１条　市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

（情報の収集及び提供）

第１２条　市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

（公害等の防止）

第１３条　市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（助成及び負担）

第１４条　市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

（資源の循環的利用等の促進）

第１５条　市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第１６条　市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第１７条　市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

（監視体制等の整備）

第１８条　市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第３章　米子市環境審議会

（設置及び所掌事務）

第１９条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（１）　環境基本計画に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

３　前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第２０条　審議会は、委員２５人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　関係行政機関の職員

（３）　民間団体の代表者

（４） 前３号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第２１条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第２２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

３　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（部会）

第２３条　審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

２　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

３　部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

４　部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

（委任）

第２４条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則　　省略

２　環境都市宣言

環　境　都　市　宣　言

平成１８年3月２８日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の存続基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

３　環　境　関　連　用　語　集

用語	フリガナ	解説
RE100	アール・イー・ヒャク	Renewable Energy 100%の略。企業自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ（消費電力量 10GWh 以上の企業を対象）。
RPS法	アール・ピー・エスホウ	「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の略称。2002年6月に公布され、電気事業者に対して一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けている。
RPF	アール・ピー・エフ	Refuse derived paper and plastics densified Fuel の略で、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。
ISO14001	アイ・エス・オー・イチマンヨンセンイチ	国際標準化機構（ISO）による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム（参照　環境マネジメント）
IPCC	アイ・ピー・シー・シー	Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
アイドリングストップ	アイドリングストップ	駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。
アジェンダ 21	アジェンダ・ニジュウイチ	「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術団体、NGO 等のいろいろな社会構成主体が、21 世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が 40 章にわたって述べられている。
アダプトプログラム	アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
ESG投資	イー・エス・ジートウシ	従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。
ESD 教育	イー・エス・ディーキョウイク	Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。
EV	イー・ブイ	Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電気を充電した蓄電池の電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
EV100	イー・ブイ・ヒャク	令和2 年までに事業利用における車両の 100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。
一般廃棄物	イッパンハイキブツ	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
インベントリ	インベントリ	「温室効果ガス排出・吸収目録」、「温室効果ガスインベントリ」、「GHGインベントリ」とも呼ばれる。ある国や地域（自治体）、組織が1年間に排出・吸収する温室効果ガスについて、どのようなガスの種類があるか、どのような活動が起因しているかなどを示す一覧のこと。
エコツーリズム	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	エコドライブ	ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ。車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”のこと.
エシカル消費	エシカルショウヒ	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。
SDGs	エス・ディー・ジーズ	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。平成27年 9 月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標のこと。
ESCO事業	エスコジギョウ	Energy Service Companyの略称。省エネルギー改修にかかる経費を改修後の光熱水費の削減分で賄う事業。
FCV	エフ・シー・ブイ	Fuel Cell Vehicle の略で、日本語では燃料電池自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、燃料電池自動車は、水素を燃料とする燃料電池で発電した電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
温室効果ガス	オンシツコウカガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外へ放出される赤外線を吸収し、地球の表面へ再放出し、地球の表面附近の大気を温める効果を持つガス。

用語	フリガナ	解説
カーシェアリング	カーシェアリング	自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム。
カーボン・オフセット	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
カーボンニュートラル	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。
化石燃料	カセキネンリョウ	動植物の死骸などの有機物が長い年月をかけて変質し、資源として採掘され使用されている物質の総称。石炭・石油・天然ガスなどが該当。
合併処理浄化槽	ガッペイショリジョウカソウ	し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。
環境影響評価（環境アセスメント）	カンキョウエイキョウヒョウカ（カンキョウアセスメント）	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組み。
環境家計簿	カンキョウカケイボ	ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。
環境基準	カンキョウキジュン	環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。
環境基本法	カンキョウキホンホウ	平成 5 年 11 月 19 日に公布、施行された法律。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。
環境施設帯	カンキョウシセツタイ	高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。
環境推進員制度	カンキョウスイシンインセイド	環境保全に関する活動を推進するため、普及啓発活動の地域リーダーとなる市民を育成する制度。
環境と開発に関する国連会議（地球サミット）	カンキョウトカイハツニカンスルコクレンカイギ（チキュウサミット）	地球環境問題が国際的な課題となる中、持続可能な発展をキーワードに多くの政府関係者、科学者、NGO 等が参加して 平成 4 年6 月にブラジルで開催された。多くの国家元首が参加して地球環境問題等について議論が行われたため「地球サミット」ともいわれている。会議の成果として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ 21」の採択等が行われた。
環境美化推進区域	カンキョウビカスイシンクイキ	きれいな住みよいまちづくりを推進し環境美化意識の一層の向上を図るため、特に必要と認められる区域として、市が指定した区域。（加茂川河口周辺、上淀廃寺周辺、米子水鳥公園周辺を指定した。）
気候変動枠組条約（UNFCCC）	キコウヘンドウワクグミジョウヤク	気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change）の略称。地球温暖化対策に世界全体で貢献していくことを定めた国際的な条約。
急速充電器	キュウソクジュウデンキ	電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）の電力を急速に充電する機械。交流で充電する普通充電器と違い、急速充電器ではEVの電池に直流で充電する。
京都議定書	キョウトギテイショ	平成9年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議（COP3）」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は 平成2年を基準として平成20年から 12 年の間に、温室効果ガス6%削減することを約束している。
クールシェア	クールシェア	エアコンの利用により電気の使用量が多くなる夏の昼間、節電のために暑さをがまんするのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら省エネ・節電に繋げる取組。
グリーンインフラ	グリーンインフラ	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーンカーテン	グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、 建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

用語	フリガナ	解説
グリーン購入	グリーンコウニュウ	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組で、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンコンシューマー	グリーンコンシューマー	環境を大切にして商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジーな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジー化をすすめることを目的としている。
コージェネレーション	コージェネレーション	熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的にする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。
小型家電リサイクル法	コガタカデンリサイクルホウ	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。 使用済みの小型家電を回収・リサイクルし有用金属等を再利用するための法律で、市町村が回収し、認定事業者が再資源化を行う。
固形燃料化（RDF）	コケイネンリョウカ（アール・ディー・エフ）	ごみなどの廃棄物から可燃性成分を選別し、粉砕・粒度調整・成型固化などの加工を施して固形化した燃料。暖房や発電の燃料として使用する。
COP	コップ	締約国会議（Conference of the Parties）の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約のなかで加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動に関する会議である「国連気候変動枠組条約締約国会議」は有名で、報道などでは通称「COP」と略される。
30by30	サーティ・バイ・サーティ	2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全することを目標。
サーマルリサイクル	サーマルリサイクル	廃プラスチックを含む廃棄物を直接燃焼して、その熱をスチームあるいは電力として回収する方法。
再エネ 100 宣言 RE Action	サイエネ・ヒャク・センゲン・アール・イー・アクション	自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量 10GWh 未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明しともに行動していくイニシアティブ。
再生可能エネルギー	サイセイカノウエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、永続的に利用することができるエネルギー。
サプライチェーン	サプライチェーン	事業者が行う原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れ。
3R	サン・アール	リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のこと。
産業廃棄物	サンギョウハイキブツ	工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。
COD	シー・オー・ディー	Chemical Oxygen Demandの略で、日本語では化学的酸素要求量。 湖沼・海域の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
J-クレジット制度	ジェイ・クレジットセイド	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
自然共生サイト	シゼンキョウセイサイト	企業や地方公共団体等の取組によって生物多様性の保全が図られていると国が認定した区域のこと。
自然公園	シゼンコウエン	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法（昭和 32 年）により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立てる目的である。
需要家	ジュヨウカ	電気やガスなどについて、その供給を必要とし、供給を受けて使用している者。

用語	フリガナ	解説
食品ロス	ショクヒンロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
新電力	シンデンリョク	契約電力が50kW以上の需要家（電力を購入し消費する者）に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う特定規模電気事業者（小売自由化部門への新規参入者）のこと。別名（旧称）PPS（Power Producer and Supplier）。
ステークホルダー	ステークホルダー	ある企業の意思決定や活動に関わる全ての利害関係者のこと。
ストレージパリティ	ストレージパリティ	蓄電池を導入しないよりも、蓄電池を導入した方が経済的メリットのある状態のこと。
スポーツツーリズム	スポーツツーリズム	スポーツを「観る（観戦）」「する（楽しむ）」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。
スマートグリッド	スマートグリッド	エネルギー需要を把握して、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御最適化し、効率よく電気を送電するしくみのこと。
生物多様性	セイブツタヨウセイ	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
ZEH	ゼッチ	Net Zero Energy House （ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、住まいの快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅。
ZEB	ゼブ	Net Zero Energy Building （ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。
ゼロエミッション	ゼロエミッション	排出(=emission)をゼロにすること。ある場所で排出した廃棄物、副生物などを別の場所で再利用し、自然界に廃棄物などの排出をしないようにする取組のこと。
ゼロカーボンシティ	ゼロカーボンシティ	「2050年にCO_2実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指すことを公表した地方自治体を指す。東京都や京都市、横浜市など、702自治体（42都道府県、415市、20特別区、189町、36村）が表明、表明自治体総人口は約1億1837万人（2022年5月31日時点）。
Society5.0	ソサエティ・ゴー・テン・ゼロ	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoT で全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。
卒FIT	ソツ・フィット	固定価格買取制度（FIT制度）の買取期間が満了した案件をさす。
ダイオキシン類	ダイオキシンルイ	塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成する。
大腸菌群数	ダイチョウキングンスウ	人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では 100ml 中に存在する最も確からしい数（MPN：MostProbableNnmber）
地域循環共生圏	チイキジュンカンキョウセイケン	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
地域マイクログリッド	チイキマイクログリッド	地域分散エネルギー制御構想。分散型エネルギーソース、電力貯蔵システム、電力負荷をネットワークにより構成することで、電力系統から独立して運用可能となる。
中央環境審議会	チュウオウカンキョウシンギカイ	「環境基本法」(平成5年法律第91号)第41条に基づいて環境省に設置された審議会。内閣総理大臣が任命する学識経験者の委員80人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。

用語	フリガナ	解説
鳥獣保護区	チョウジュウホゴク	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。
DO	ディー・オー	Dissolved Oxygenの略で、日本語では溶存酸素。 水の汚染状態を示す一つの指標で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。
低公害車	テイコウガイシャ	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。電気自動車や燃料電池自動車などに代表される。
TEAS	テス	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。
デマンドサイドフレキシビリティ	デマンドサイドフレキシビリティ	需要側(demand side)需給調整力(flexibility) 。電力需要家の発電設備、空調設備等を制御する(VPP等)ことで創出される。送配電事業者の電力市場、電力の小売を活用し金銭的価値を得ること。
特定フロン	トクテイフロン	フロンガスのうち、オゾン層破壊効果が有り、温室効果が大きい、CFC(クロロフルオロカーボン)及びHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を特定フロンという。
鳥取県グリーン商品認定制度	トットリケングリーンショウヒンニンテイセイド	県内で発生した循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造、または加工されている商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。
ナッジ	ナッジ	「そっと後押しする」という意味。行動科学の知見により、選択の自由を与えつつより良い選択を採れるよう行動の変容をサポートする政策手法のことを指す。
生ごみたい肥化（コンポスト化）	ナマゴミタイヒカ（コンポストカ）	台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥（コンポスト）化し土に還元すること。
ネイチャーポジティブ	ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること
熱回収	ネツカイシュウ	廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを回収し、利用すること。
パークアンドライド	パークアンドライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。パーク＆ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。
バイオディーゼル燃料（BDF）	バイオディーゼルネンリョウ（ビーディーエフ）	食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中に SOx が発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。
バイオマス	バイオマス	動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。
バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチック	生物資源（バイオマス）から作られた合成樹脂（プラスチック）。
パリ協定	パリキョウテイ	第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、平成27年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）
PHV	ピー・エッチ・ブイ	Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に CO2や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
BOD	ビー・オー・ディー	Biochemical Oxygen Demandの略で、日本語では生物化学的酸素要求量。 河川の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
PPA	ピー・ピー・エー	Power Purchase Agreement 需要家が発電事業者から再生可能エネルギーの電気を長期（10年以上）購入する電力購入契約。需要家が所有する建物の屋根等に発電事業者が発電設備を設置し、その設備で発電した電力を需要家が直接又は小売電気事業者を介して購入するオンサイトPPAと、発電設備から系統線を経由して電力供給を受けるオフサイトPPAとに大別される。

用語	フリガナ	解説
V2H	ブイ・トゥー・エイチ	Vehicle to Homeの略で、「クルマ（Vehicle）から家（Home）へ」を意味するこの言葉は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。
VPP	ブイ・ピー・ピー	Virtual Power Plantの略で、日本語では仮想発電所。 多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。
FIT	フィット	【固定価格買取り制度】 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
風致地区	フウチチク	都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園慰楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。
フード・マイレージ	フード・マイレージ	食糧（＝ food）の輸送距離（＝ mileage）という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる
フードシェアリング	フードシェアリング	ICT 等での情報共有により、賞味期限切れや売れ残り食品を減らしたい事業者と、安価においしい料理が購入できるとういう消費者をマッチングし、食品ロスを削減するサービス。
フードドライブ	フードドライブ	家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。
フードバンク	フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。
HEMS	ヘムス	「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）」の略で、情報技術を駆使して一般住宅のエネルギーを管理するシステム。太陽光発電パネルなどの発電設備、家電製品や給湯機器などをネットワークでつなぎ、自動制御する。
BEMS	ベムス	Building Energy Management Systemの略。 IT技術の活用により、業務ビルにおいて、室温や人が室内にいるか否かなどの室内状況をセンサー等によりリアルタイムに把握し、室内状況に対応した照明・空調等の最適な運転を可能にする等、業務ビルの省エネルギー管理を支援するシステム。
星空ライトダウンキャンペーン	ホシゾラライトダウンキャンペーン	必要のない照明を消すことを呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高める取組。
MaaS	マース	Mobility as a Serviceの略で、ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を 1 つのサービスとしてとらえ、シームレス（途切れのない、繋ぎ目のない）に繋ぐ新たな「移動」の概念。
マイクロプラスチック	マイクロプラスチック	環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。
メタンハイドレート	メタンハイドレート	メタンと水が結合して結晶化した固体で、温室効果ガスの排出量が石油や石炭に比べ少ないとされている。
モーダルシフト	モーダルシフト	貨物や人の輸送手段の転換を図ること。
4R	ヨン・アール	リフューズ（不要なものを断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のこと。
ライフサイクル	ライフサイクル	経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程のこと。
ラムサール条約	ラムサールジョウヤク	正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際条約である。イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。
Renewable	リニューアブル	「再生可能な」という意味。
緑地協定	リョクチキョウテイ	「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。
ワンウェイプラスチック	ワンウェイプラスチック	1回使用されたあと、ごみ又は資源として回収されるプラスチックのこと。

４　環　境　関　係　年　表

（主　な　で　き　ご　と）

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成17年度（2005）	・「米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・中海のラムサール条約湿地登録	・京都議定書発効 ・「自動車リサイクル法」全面施行 ・「地球温暖化対策推進法」改正 ・「景観緑三法」全面施行 ・「省エネ法」改正	・愛知万博「愛・地球博」開催
平成18年度（2006）	・よなごみ通信第1号発行(ごみの有料化について) ・ごみの新分別区分導入（5種13分別） ・「米子市みんなできれいなまちづくり条例」制定 ・「米子市環境都市宣言」 ・中海・宍道湖一斉清掃の実施	・第三次環境基本計画閣議決定 ・「容器包装リサイクル法」改正（レジ袋抑制の義務化） ・「鳥取県廃棄物処理計画（第6次）」策定	
平成19年度（2007）	・ごみ有料化スタート（40kg未満の無料区分を廃止） ・不法投棄監視員設置 ・生ごみ回収モデル事業を実施 ・「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正（ごみ置場からのごみの持ち去り行為を禁止）	・「第三次生物多様性国家戦略」策定 ・中海市長会の発足 ・和牛博覧会in鳥取「第9回全国和牛能力共進会」開催 ・「鳥取県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定	
平成20年度（2008）	・「こどもエコクラブ」発足	・「生物多様性基本法」制定 ・「第14回環日本海拠点都市会議」が米子で開催 ・「鳥取県地球温暖化対策条例」策定	・北海道洞爺湖サミット開催
平成21年度（2009）	・「ごみ置場ステーション化実行計画」策定 ・「米子市景観計画」策定 ・住宅用太陽光発電システム導入促進事業に対する助成開始（H21～H30） ・「旧加茂川河口周辺」を環境美化推進区域に指定 ・ごみ収集直営業務の民間委託の実施	・「家電リサイクル法」対象機器追加（液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機） ・「土壌汚染対策法」改正 ・微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準制定 ・COP15（コペンハーゲン） ・エコポイント制度開始 ・エコカー減税開始 ・太陽光発電固定価格買い取り制度開始 ・中海市長会が「中海圏域振興ビジョン」を制定 ・「鳥取県地球温暖化対策条例」制定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）」策定	
平成22年度（2010）	・年末年始の豪雪への対応（枝木の無料収集及び搬入の無料受入）	・地球温暖化対策基本法案閣議決定 ・生物多様性国家戦略2020閣議決定 ・「生物多様性地域連携促進法」制定	・東日本大震災
平成23年度（2011）	・「第2次米子市総合計画」策定 ・「米子市環境基本計画」策定 ・「米子市市民自治基本条例」制定 ・大山町の一部地域の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	・「水質汚濁防止法」改正 ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」制定 ・中海市長会で公用電気自動車（EV）導入	・台風12号による被害
平成24年度（2012）	・「第2次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「米子市自治基本条例」施行 ・メガソーラーの設置及び運営に関する協定書調印 ・「上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺」を環境美化推進区域」に指定 ・省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会の設置	・「第四次環境基本計画」閣議決定 ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 ・「小型家電リサイクル法」制定 ・「第13回国際マンガサミット鳥取大会」開催	
平成25年度（2013）	・「空き家等の適正化に関する条例」施行 ・市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第1回）	・エコツーリズム国際大会2013in鳥取が開催 ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「第64回全国植樹祭」が鳥取県で開催	
平成26年度（2014）	・ノーカー運動の実施 ・使用済み小型家電リサイクル開始 ・「米子水鳥公園周辺」を環境美化推進区域に指定	・「鳥取県環境教育等行動計画」策定	・消費税率8%に改正
平成27年度（2015）	・「第3次米子市総合計画」策定 ・「米子がいな創生総合戦略」策定 ・「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・米子水鳥公園開園20周年記念事業を実施 ・市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第2回） ・米子市クリーンセンター灰溶融設備の休止	・第21回気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）開催、パリ協定採択 ・持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（SDGsを含む） ・「第８次鳥取県廃棄物処理計画」策定 ・「第６期中海に係る湖沼水質保全計画」策定	
平成28年度（2016）	・「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 ・「米子市環境基本計画」中間見直し ・レジ袋削減推進に関する協定を締結 ・米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事着工（H28～H31） ・米子市クリーンセンターの焼却灰のセメント原料化 ・境港市の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	・「第８期鳥取県分別収集促進計画」策定	・鳥取中部地震 ・熊本地震
平成29年度（2017）	・米子市クリーンセンターの長期包括的運営事業開始	・「水銀に関する水俣条約」発効 ・アメリカ合衆国がパリ協定からの離脱を表明	

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成30年度（2018）	・機構改正に伴い、環境事業課をクリーン推進課に改組 ・伯耆国「大山開山1300年祭」の関連行事として、「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」を鳥取県、大山町と協力し開催 ・「米子市生活排水対策方針」策定 ・ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」を配信開始	・第五次環境基本計画の閣議決定 ・「鳥取県災害廃棄物処理計画」策定 ・「鳥取県星空保全条例」施行	・北海道胆振東部地震 ・台風21号による災害
平成31年度（2019）	・「米子市まちづくりビジョン」策定 ・「米子市災害廃棄物処理計画」策定 ・「米子市都市計画マスタープラン」策定	・「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」策定 ・「鳥取県廃棄物処理計画」（鳥取県食品ロス削減推進計画）策定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」策定 ・「鳥取県生物多様性地域戦略」策定 ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定 ・鳥取県が2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨を表明	・消費税率10%に改正 ・台風15号、19号による災害
令和2年度（2020）	・「第2次米子市環境基本計画」策定 ・「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「第2次米子市生活排水対策推進計画」策定 ・「業務改善から始まるCO2削減計画」（第2次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編））策定 ・米子水鳥公園開園25周年記念事業を実施 ・米子水鳥公園におけるCO2排出量ゼロ電気（RE100電気）の導入 ・ゼロカーボンシティ宣言	・プラスチック製買物袋の有料化を7月1日から全国一斉にスタート ・ラムサール条約登録15周年記念事業を実施 ・鳥取県「カーボンニュートラル宣言」	・COVID-19 ・東京オリンピック・パラリンピック2020開催延期
令和3年度（2021）	・未利用エネルギー活用VPP事業の導入 ・ESG地域金融促進事業との連携 ・ペット防災手帳作成 ・食品ロスダイアリー作成 ・「米子市空き地の適切な管理に関する条例」制定	・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・気候変動サミットにおいて、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比46％減を表明 ・「地球温暖化対策推進法」一部改正 ・地域脱炭素ロードマップの策定 ・「プラスチック資源循環促進法」制定 ・アメリカ合衆国がパリ協定に復帰 ・鳥取県西部広域「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定 ・鳥取県が「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂 ・鳥取県が、2030年度の温暖化ガス排出削減目標を2013年度比60%に改訂	・東京オリンピック・パラリンピック開催（1年延期、無観客） ・COVID-19 ワクチン接種開始
令和4年度（2022）	・「米子市まちづくりビジョン」改定 ・ヌカカ発生抑制対策費用補助事業の実施 ・環境省「第１回脱炭素先行地域」に米子市・境港市が選定 ・混合粗大ごみ処理実証事業を実施 ・YouTube「よなご環境Ch.」開設 ・ゼロカーボンシティよなごアクションプラン策定 ・ゼロカーボン米子市役所アクションプラン策定 ・狂犬病予防法の特例制度への参加	・生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 ・「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定 ・30by30ロードマップ公表 ・「GX実現に向けた基本方針」閣議決定 ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」 開始 ・気候変動適応法の一部を改正する法律案 ・改正エネルギー使用合理化法制定	・ロシアのウクライナ侵攻開始
令和5年度（2023）	・ドローンを活用したヌカカ発生抑制対策の実施 ・「4R推進日めくりカレンダー」の製品化 ・(株)ジモティーとリユース促進に係る協定を締結 ・淀江どんぐりこども園へ太陽光発電設備を設置（脱炭素先行地域づくり事業） ・伯仙地区農業集落排水施設へ太陽光発電設備を設置（脱炭素先行地域づくり事業）	・G7札幌・気候・エネルギー・環境大臣会合 ・国連気候変動枠組条約第28回締約会議（COP28）の開催	・G7広島サミット開催 ・ガザ情勢の激化 ・COVID-19　5類感染症へ移行
令和6年度（2024）	・弓ヶ浜半島の荒廃農地へ太陽光発電設備を設置（脱炭素先行地域づくり事業） ・「置き配普及促進事業」の実施 ・日本海側の保安林周辺におけるヌカカ幼虫生息調査を実施 ・「ペット防災手帳」3年ぶりリニューアル ・高齢者等のごみ出し支援PT（実証事業、アンケート調査、簡易版ごみ出しガイド作成） ・家庭系ごみの収集区分・収集方法の変更 （「白色発泡スチロール・トレー」、「缶・ビン類」を月2回の収集に統一。「牛乳パック」、「再利用ビン」の区分を廃止し、「牛乳パック」は「古紙類」の日に収集、再利用ビンは「缶・ビン類」として収集。） ・(株)マーケットエンタープライズとリユース促進に係る協定を締結	・「第六次環境基本計画」閣議決定 ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「鳥取県西部地域循環型社会形成推進地域計画（第3期）」策定	・能登半島地震 ・マイナス金利が解除
令和7年度（2025）	・「第２次米子市環境基本計画」中間見直し ・「第５次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・公共施設及び弓ヶ浜半島の荒廃農地へ太陽光発電設備を設置（脱炭素先行地域づくり事業） ・米子市上下水道局2か所に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置（脱炭素先行地域づくり事業） ・中海・宍道湖のラムサール条約登録２０周年 ・米子水鳥公園開園３０周年及び「自然共生サイト」認定 ・「地域住民によるごみ出し支援応援事業」実施	・「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」中間見直し ・鳥取県版COP「COP TOTTORI 2025」の開催 ・国内で４５年ぶりに新種の鳥を発見	・ホルムズ海峡封鎖 ・「大阪・関西万博」開催 ・日本初の女性内閣総理大臣